

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (28. 1 定)			
日 時	平成 28 年 3 月 14 日 (月)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 8 時 15 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、川畑副委員長、秋元・中村（岩雄）・高野・斉藤・ 中村（吉宏）・林下・山田各委員		
説明員	市長、水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村岩雄委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。酒井隆裕委員が高野委員に、松田委員が斉藤委員に、酒井隆行委員が中村吉宏委員に、佐々木委員が林下委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生、建設両常任委員会所管事項及びその他に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、民主党、新風小樽、自民党、共産党の順といたします。

公明党。

○斉藤委員

◎「何かしらの錯誤」の発言について

3月10日の予算特別委員会で、私は、「何かしらの錯誤」という市長の発言に関しまして、無内容かつ無意味だから無視すると申し上げましたけれども、その発言の無内容さ、無意味さを明確にしたいと思ひまして、質問をさせていただくことにしました。

まず、市政記者クラブに対しての部分なのですが、この記者会見の訂正ということがどういうことを意味するのか。無意味というところにつながるのですが、そもそも訂正するとは、どういうことなのだという問題があります。錯誤のうんぬん、要するに市長の内心の問題を別にすれば、事実として1月29日の記者会見というものは成立しているわけで、記者の方々もそれについていろいろ記事を書かれたり、取材の一環としてもう既に取り入れられて処理されていることだと思います。それを訂正したいということで、訂正したとしても、訂正をしたという新たな事実がつけ加わるだけで、そのもともとの事実が消えるわけでも何でもないということだと思います。そういう意味で無意味だというわけですが、そもそもそういう訂正たるものがないことなのではないのかと、市政記者クラブにしたって、そういうことを、はい、わかりましたと認めてくれるわけでもないでしょうし、そういう実現性のない発言を、市長はされたのではないのですかということなのですが、いかがでしょうか。

○委員長

市長、いかがですか。

○市長

先日の御質問においての答弁の繰り返しになるかもしれませんが、私自身が何かしらの錯誤によって、そのような対応をしてしまいましたので、やはりそれについて訂正するなり又は改善しなければならないということでお話をさせていただいたところなので、それそのものを何か行うことが無意味なことだというふうには思っておりません。

○斉藤委員

市のホームページの会見録の訂正ということですが、事実として会見そのものが成立して、その文言が決裁その他済んで、ホームページに載っている公文書ですよね。それを変えるということは、真に正しい、真正な文書を改編することになるのではないかと、権限のある者が真正な公文書を改編するというのは、公文書無形変造罪ということに当たるのではないかと、刑事犯罪に当たるのではないのかという部分もありますが、この部分についてはどうでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

記者会見の訂正の話ですが、これまで2回しております。5月26日の人事に関する記者会見において、市

長の話した業務妨害、職務怠慢とはどういう意味なのだという話の中で、訂正というか、この言葉の趣旨というものに注釈を与える形で、市長の本意というのを伝える形にしてあると。10月6日に行われた記者会見では、例の参与の法適用を間違えているということで、本文の中身を、法律を書きかえるではなく、ここで使っている法文は別の法律でしたということで注釈を与えているということです。

今回につきましては、市長が錯誤ということで、読んだということ概要を聞いていたということに書きかえるということのお話だったのですけれども、それにつきましては、今、新たに丸々書きかえるものなのか、前回と同じような注釈にするものかということにつきましては、どうすべきかということで、私が、今、指示を受けて整理をしているという状況でございます。

○齊藤委員

これは、丸々書きかえるか注釈にするか。丸々書きかえると、先ほど言ったように法に触れるかもしれないという部分もあるわけですが、その部分はそういうことですか。

○(総務) 広報広聴課長

文書の偽造ということなのですけれども、公文書、文書の偽造というのには、二通りの考え方があるようで、一つは、本人ではなく他人を装ってというか、他人に成りかわって文書をつくる、これは他人に成りかわって、本来つくる人ではない人がつくるというもので、いわゆる偽造と言われるものです。もう一つは、本来その文書をつくる人間なのですけれども、つくったのですけれども、その中身がいわゆる間違えたというか、捏造されたものというか、間違えたものという文書があるということだそうす。

日本の刑法上では、では、どちらの偽造のというか虚偽文書というか、法で裁くかという話になりますと、第一義的には他人の振りをしてつくった文書というものが裁かれるということだそうす。

ただ、本来自分がつくる文書の内容を、虚偽の文書をつくって公に知らしめるということにつきましては、ケース・バイ・ケースということなのですけれども、物によっては刑罰を受けるということになっていると思います。

ただ、今回の市長の記者会見の内容を変えるということ偽造だと言われることにつきましては、本来、偽造文書というものは、ひそかに行われるものと、注目の中で行われたことに対して、それを書きかえるということについて、これは私の個人的な見解になりますけれども、それが偽造に当たるかどうかという話になりますと、それが法でどこまで裁かれるものかということは、私としてはわかりませんが、これは法の偽造云々というよりも、真偽の話なのかなというような認識ではおります。

○齊藤委員

もちろん真偽の話です。真偽が全く通じないから、こういう話になるわけです。

本題の「何かしらの錯誤」について伺いたいと思いますが、今回の件では、いわゆる「何かしらの錯誤」とやらで記者会見の会見録の訂正、私は改ざんだと思っているのですけれども、訂正をしたいと主張しているのは市長です。そういう発言を訂正しなければならないほどの錯誤がそこにあったのだということは、市長が証明しなければならないというか、少なくともみんなにわかるように、どういう錯誤があったから、どういうふうにして間違っただということ、しっかり説明しなければならない。刑事においては挙証責任というそうすけれども、また民事においては客観的立証責任というのだそうすけれども、要するにその主張をしているほうが、この場合、訂正したいと言っている市長が、その中身を説明する責任があるのだということです。

要するに、錯誤と一言でいってもいろいろあると思いますけれども、忘れるとか、取り違えるとか、あるいは何か心理的な変調が起きて、その場合、記憶が飛んでしまったとか、どのような錯誤が生じて言い間違ってしまったのか、具体的にその錯誤と言われる対応について、個々の文言ごとに、文言に沿ってそれぞれみんなにわかるように、この場合には何かこういう言い間違いというか、忘れたのか、何か違うことと混同したのか、どういうことがあって、そういう錯誤が生じたということをしっかり説明する、証明する。それでなかったら、もうただ錯誤

と言いますれば、いつでも好き勝手に前言を翻して、これは違うのですと言ってしまえるという打ち出の小づち状態といいますか、そのようなことになってしまうわけで、しっかり説明をしていただきたい。何かしらのではダメなのですよ。具体的にどういう錯誤があったから、こういう言い間違いになったのだということをしっかり説明していただきたい。

まず、法的に、錯誤というのはどういうものかということ、概略を御説明いただきたいと思います。

○(総務) 広報広聴課長

錯誤ですけれども、民法上では内心的意思、自分の意思ですね、これと言っていること、表示が一致しなくて、そして、そういう状況にあることを発している人自身が、自覚していないというような場合の意思表示のあり方を錯誤としているようです。

○齊藤委員

市長に、具体的にその内心がどういう状態だったかということ、みんなにわかるように説明していただきたいと思います。

○市長

今、広報広聴課長からお話がありましたけれども、私自身がそのことに対して、議会から御指摘されるまで気がついていなかったのも、錯誤というふうにお話をさせていただいたところでございます。

実際には、皆様が見られた正式な文章はその後に見ましたので、それをそのような表現をそのときにお話をしていたので、錯誤というお話をさせていただいたというところでございます。

○齊藤委員

全く説明にも何もなっておりません。

○委員長

市長、いかがでしょうか。

○市長

今、説明させていただいたとおりでありますけれども、何かしらと言ったのは、そのことに対して、私自身がそのときのことを明確に思い出せないのも、何かしらとしか言いようがなかったということでございますので、御理解をいただければと思います。

○齊藤委員

まず、最初のところから、「後で読ませていただきました」と言っているのが、「ます」になる部分、これについてはどういう錯誤なのですか。

○市長

先ほども説明いたしましたけれども、その後に結果的に読みましたけれども、そのときに皆様がごらんになられたものを読んではいなかったのも、それで「ます」という形に訂正させていただきたいとお話をしたところでございます。

○齊藤委員

次に、「読んでいるんですね」と聞かれて、「はい」とまた答えているのですけれども、これはどういう錯誤ですか。

○市長

今お話したことと同じことでございます。

○齊藤委員

最初の質問で勘違いして読んでいなかったものを読んだと言ってしまった。もう一回聞かれて、もう一回同じ錯誤が起きるのですか。

○市長

錯誤が起きているから、そういうことだったのだと思います。

○斉藤委員

そもそも読んだことを忘れて読んでいなかったと言うならわかるのですけれども、要は、本当は市長が言うのは、読んでいなかったことを読んだと言ってしまう錯誤というのは、相当珍しい錯誤なのです。その珍しいことの後に、もう一回聞かれて、また錯誤が、市長の頭の中はどうなっているのですか。錯誤が2回続くという、この後も、次も次も、次も次にもあるのですけれども、これは、どういうことですか。

○市長

私もわかっていれば、何かしらの錯誤という表現はいたしません。

○斉藤委員

それがだめだというのですよ。それは、平たい言葉で言えば、ごまかしというのです。そのようなことを、この公衆の面前で、よく言えたものだ。1回目で間違っただけというのなら、まだ間違っただけかなと思います。もう一回聞かれて、同じことをまた間違うのですか。読んでいなかったら読んでいないと言うはずですよ。それが何で「はい」なのですか、何で「いいえ」と言わないのですか。

○市長

だから、それがよくわかっていないので、何かしらの錯誤ということでお話をさせていただいたところがございます。

○斉藤委員

それこそ市長の内心について、コメントします。市長にとっては、物事が逆なのです。本当は市長は読んでおられた。けれども、読んでいないと言いたかった。ところが記者の方が鋭い追及をしてつい真実のほう、つまり読んだと言ってしまった。これは市長の内心の意思に反する内容ですから、いわゆる錯誤になるのかもしれませんが、本当は読んでいたのです。市長にとっては、この内心の意思、本当は読んでいないと言いたかったということに対して、何かしらの錯誤をされたのではないのですか。

これは正確には錯誤というのではなくて、民法第93条の心裡留保あるいは単独虚偽表示というものの未遂状態ということになると思うのですが、どうなのでしょう。

○市長

るる何か私の気持ちについてお話をされたようだけれども、それが理解されていたらそのようにお話ししますが、私はそのように考えておりませんでしたし、それがわかっていないので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、何かしらの錯誤があったのだというふうにお話しているところでございます。

○斉藤委員

その次の部分ですけれども、「ここは市政の場ですから、後援会の話はちょっと別の話なのかなと思いますし」と言って、「私としてはそのように読ませていただき」というところを何か「概略を聞かせていただいて」とかというふうに直したいと市長はおっしゃっているのですが、この場所でもまた同じような錯誤が、「読んでいた」に対して、本当は読んでいなかったのに、ここは「読ませていただき」という錯誤がまたしてもここで3回目、錯誤が生じているのですか。何回錯誤すればいいのですか。

○市長

いや、何回も何もその記者会見の場で錯誤があったということだと、そのようにお話をさせていただいたところでございます。

○斉藤委員

普通、錯誤で間違っただけなのであれば、1回2回間違えば思い出して、間違っただけです。それを3回4

回とどこまでも間違い続けるというのは、結局錯誤でないという話ですよ。このようないい加減な錯誤はありますか。このようなことは、誰も納得しませんよ。

○委員長

斉藤委員に申し上げます。質問の意図、趣旨ができるだけはっきりするように、今の質問も、斉藤委員の意見の部分があって、「誰も納得しませんよ」で終わりなのです。ですから、誰も納得しない、だから市長どうなのだとか、いろいろあるのだらうと思いますけれども、その辺についても。

○斉藤委員

納得しませんので、市長きちんと説明してください。

○市長

説明はこの場でもそうですが、本会議のときから何度も説明をさせていただいたところでございます。

○斉藤委員

そのようなでたらめな説明では、納得できません。きちんと説明してください。

(「何を説明すればいいんだろう。どの点について説明すればいいんですか」と呼ぶ者あり)

○市長

いや、説明については、今までどの場面においてもお聞きになられたことに対して説明をさせていただいたので、その内容で御理解をいただければと思います。

○斉藤委員

全く事実に反することを言っているのですから、きちんとわかるように説明してください。

○市長

ですから、私は何度も繰り返しになりますけれども、何かしらの錯誤があったので、そのような対応になってしまったということです。御理解をいただければと思います。

○斉藤委員

何かしらの錯誤では、説明にも何もなっていません。きちんとその対応を、具体的にどのように錯誤が生まれて、どのように言い間違ってしまったのかということ、みんながわかるように。ただ、錯誤と言えればそれで済むわけではないのです。きちんと説明してください。

○市長

先ほど斉藤委員がおっしゃったように、そのときにおける記憶がはっきりして話をしているのだったら、何かしらのことをそのようにお伝えしますけれども、残念ながらそういうふうな感覚を持ち得ておりませんので、先ほどから説明させていただいているとおり、何かしらの錯誤があったのでそういう状況になってしまったということでございます。

○斉藤委員

これで説明したと言われても、私には全くもうどこをどう説明したのか理解できません。きちんと錯誤なら錯誤の中身を、わからないことを言って錯誤とごまかしたってだめなのですよ。

○市長

だめなのですよと言われても、そういう状況だったので、その状況をそのままお伝えしたというところがございます。

○委員長

斉藤委員は、何ゆえ市長にそういう錯誤が発生したのか、その理由を求めているということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということです。なぜ、その記者会見の場面で、そういう錯誤が市長の中で起こり得たのか。なぜ起こり得たの

か、それを伺っているということです。

○市長

いや、先ほどから何度もお話ししていますけれども、それがわかっているならば、私もそのように、そのわかっていたことを何かしらお伝えできたとは思いますが、それを先ほども、錯誤の言葉の意味を広報広聴課長からも話がありましたけれども、それについてのそのときにおける自覚がないわけですから、その具体的な理由であったり、出来事だったり、伝えようがありませんので、そのように話をさせていただいたところでございます。

○斉藤委員

1 回目だったらわかると言っているのです。最初に聞かれて、読んでいなかったのに読んだと言ってしまったという 1 回ぐらいだったら、常識的にわかります。その後に確かめられてまた「はい」と言って、その後もその後も 4 回ですよ、4 回その都度ごとに、そのときそのときにその物忘れというのか、取り違えというのか、精神的な何かがあって、4 回ともそのたびごとにそういう異常なことが起きたのですか。少なくとも訂正したいというところが 4 か所あるのですよね。その 1 回ならず 2 回ならず、1 回、2 回も大変ですけども、4 回同じような錯誤が続けて起きるとする市長の頭の中が理解できないのですよ。普通の人には、理解できないと思いますよ。

○委員長

いかがですか。

(「いや、理解できないと思いますよ、はわかりました。何をお聞きになるのですか」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

だから、説明してくださいと言っているのです。

○市長

その場で何かを間違っていた、ただの言い間違いだったら、当然その場で訂正をいたしますよ。しかしながら、その記者会見の中で、私何かしらの錯誤があったというふうな状況ですので、そのように繰り返されたのではないかとこのように考えられます。

○秋元委員

◎ホームページの捏造について

初めに、まず先日来言っているように、権力を持っている方が、マスコミですとか一般市民の発言を捏造するというのを言論統制というのです。だから、私は非常に問題だと言っているのです。市長はあまりわかっていないようですけれども、それで、最初に、なぜ今回ホームページを捏造する必要があるのか、示していただけませんか。

○市長

捏造するつもりは全くありませんので、その質問の意図がよくわかりません。

○秋元委員

日本語でいう捏造というのは、どういうことか、市長は御存じですよ。

○市長

私なりに存じているところではございます。

○秋元委員

捏造とはどういうことですか。

○市長

恐縮ですが、今、国語辞典などありませんから、正確な表現にはならないかもしれませんが、よろしいでしょうか。

(「感覚でいいです」と呼ぶ者あり)

捏造というのはもともとあるものを、あるにもかかわらず、それとは全く違うものに変えてしまうこと。それがある種捏造というのかなというふうには思います。

○秋元委員

そのとおりなのではないですか。今回、小樽ジャーナルの質問で、「読んでいたのですよね」という読んでいるという前提で話している部分を、「概略は聞いていたのですよね」というような言葉に書きかえる、これは、事実ではないわけですから、捏造ではないですか。

○市長

何か今、お話しされたやりとりは、先日も同じようなことをお話ししたような気がしますけれども、あくまで私に錯誤があったわけですから、その私の話を受けて、小樽ジャーナルが、そのように聞き返したということなので、私に錯誤がありましたのでということで訂正の依頼をしたということであって、それについては小樽ジャーナルから、その訂正は受け入れられないということだったので、それを私としても認識したというところでございます。

○秋元委員

錯誤とか、勘違いとか、そのようなことは関係ないのです。事実がどうなのかということなのです。事実を変えるということを捏造というのです。市長は、錯誤した自分の発言を受けて小樽ジャーナルの記者が発言した言葉を、発言していないものに変えようということですよ。それは、その場所で言った言葉ではないですよ。事実として、そうやって発言していないのですよ。それにいくら理由をつけようがそれを捏造というのです。どうですか。

○市長

私は、そうは思っておりません。

○秋元委員

日本語としておかしいのですよ、全然言っていることが。

次に移りますけれども、その考えというのは変わらないのですね。

もし小樽ジャーナルが受け入れたとしたら、読んでいたのですよねとか読んでいるという部分を概略は聞きましただけだともいう、そういう言葉に、市長が言う修正なり訂正なりしていただくという考え方は、今でも変わりないですよ。

○市長

小樽ジャーナルから、そのようなお返事をいただいたので、今後においてその訂正等においては、どのように対応するのか、副市長や担当課長を含めて話をして考えていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

では、小樽ジャーナルの言葉は別として、市長の発言した内容は変えるということでもいいのですか。

○市長

それももう何度もお話しさせていただいておりますけれども、訂正をさせていただこうと思っております。

○秋元委員

先日の私との話の中で、先ほど齊藤委員も言っていましたけれども、公文書を偽造などして、これは罰せられるのは誰が罰せられるのですか、市長。

○市長

捏造、偽造を前提にお話しされているので、私はよく理解できませんが、いや、もし何かこのことに限らず捏造や偽造等、市の中で何かがあった場合は、当然、責任者の私も責任を問われるとは思いますが。

○秋元委員

違います、職員の方が罰せられるのです。決裁者の総務部長であったり、それを要するに訂正、修正した広報広

聴課長が罰せられるのです。そのようなこともわからないのですか。どうですか。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、私としては、別に捏造とか偽造するつもりはありませんので、そのようなことが起こり得るとは思っておりません。

○秋元委員

市長は、日本語の言葉も理解されないで、自分はそう思うからと突っ張っていますけれども、日本語で言えば、捏造、偽造の類いなのです。いくら市長が、私は違うと思いますと言っても、実際に決裁した総務部長、また広報広聴課長なりが処分されるのですよ。罰金や、懲役などもあるのではないですか。そういうこともわかっていてやらせているのですか。やらせているのですよね。市長が命令しなかったら、誰もそのようなことしませんよ。

○市長

私も、先ほど広報広聴課長からあったように、記者会見録のことで、過去に訂正等を行っているというような状況でございますから、私自身もそういうことを繰り返さないようにということを、自分なりに取り組んでいるところではございますけれども、恐縮ですが、そういうようなことで、時に間違いがあったりとか、そういう訂正しなければならぬようなことがあった場合には、職員にもそれについてお願いするところでございますし、またそれにかかわる方々がいた場合には、その方々に対してもお話をさせていただくところでございます。

○秋元委員

私は、広報広聴課長なり職員の人たちがかわいそうでたまらないのです。なぜ、それを私が心配しなければならないのですか。市長が最初にそういうことを心配しなければならないのではないのですか。私たちは、例を示して、捏造、偽造になるのではないですかと言っているのに、市長が違うと思います、私はそうは思いませんと言っても、それは理由にも説明にもならないのですよ。そのようなことを言っても、人を納得させられないのですよ。市長は、責任をとると言いますが、どういう責任をとるのですか。

(「捏造、偽造に対してですか」と呼ぶ者あり)

万が一問題になったら、市長はどういう責任をとるのですか。

(「何についてですか。今の話ですか」と呼ぶ者あり)

そうです。

○市長

その具体的な責任のとり方は、それになってみないと現時点では何も言えません。

○秋元委員

ひどいですね。市の職員の方が、もしかしたら罰せられるかもしれないのに、自分の身の処分の仕方も考えていないのですか。非常に職員の方がかわいそうでならないのですけれども。

では、平成27年第2回定例会における6月29日の予算特別委員会で、市長が記者会見の席で、業務妨害、業務怠慢という言葉を使って、私はそういう事実がないのであれば、削除・訂正するべきなのではないかとお話ししましたが、そのときに、広報広聴課長は、私に対してどういう答弁したかというのがわかれば、言っていただけますか。

○(総務) 広報広聴課長

私の答弁の全部ですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

私は、当時、「記者会見記録につきましては、法的に規制されているものではありませんので、削除できない根拠はありませんが、できる限り忠実に再現するということで、話したとおりに掲載するようにはしております。それで、市長の業務妨害、職務怠慢という発言については、この中の同じ回答の中で市長自身が、市長になってまも

なくということで、自分自身行き届かなかったということと市職員の戸惑いによるものだということで、意思疎通の不足ということをおある意味釈明して説明されているので、そういうことでこの文言につきましては、そこで御理解いただけるだろうということで」削除をしてくれということにしないのかということに対して「残す」と答えております。

○秋元委員

その後、市長が御自分で、どう答弁されたかわかりますか。細かくはわからないかもしれませんが、どういう内容で発言されたかわかりますか。

○市長

「その都度その事情によって変更するようなことがあってはならないと思っていますし、やはり私も発した言葉をこれからより責任を考えていかなければならない」というようなお話をさせていただいたかと思えます。

○秋元委員

全く今話していることと、もう180度違うではないですか。私は、職員の方の要するに信用失墜行為につながってしまうような誤解を与えるから、業務妨害、職務怠慢がもしないのであれば、削除したほうがいいのではないですかということを質問したのです。しかし、広報広聴課長も事実として載せると、市長も、今、答弁されたとおり、「その都度その事情によって変更するようなことがあってはならないと思っています」と自分で言ったのですよ。今と全然違うではないですか。いつ今の考えに変わったのか、いつ公文書を自分の都合によってこのように変えてもいいというふうに考えが変わったのか、示してください。

○市長

私自身の考え方が変わっているわけではありませんけれども、そのときに、私なりの錯誤があったということをお話しさせていただいた、その経緯の下で訂正をさせていただいたというところでございますので、御理解いただければと思います。

○秋元委員

全然言っていることがおかしいではないですか。今回は、市長の都合によって内容は変更するということですよ。市長は「その都度その事情によって変更するようなことがあってはならない」と自分で言っているのですよ。全然おかしいではないですか。以前はこう言ったにもかかわらず、今回は自分の都合で変えるということはいいいのですか。

○市長

何度も繰り返しになりますけれども、そのときにおいて何かしらの錯誤があったので、その錯誤についてこういう状況ですということで、訂正を申し入れることは決して悪いことだとは思っておりませんし、取り上げられている件と今お話しさせていただいている件は、必ずしも同じ状況ではないというふうに思っております。

○秋元委員

同じですよ。市長は公文書を「その都度その事情によって変更するようなことがあってはならない」と言っているのです。では、これはどういうことなのか、この言葉の意味を説明してください。

(「どの言葉ですか」と呼ぶ者あり)

「その都度その事情によって変更するようなことがあってはならない」。

○市長

いや、説明も何も、ここに書かれているとおりの意味でございます。

○秋元委員

誰が聞いてもおかしな話だと思います。「その都度その事情によって変更するようなことがあってはならない」と「私も発した言葉をこれからより責任を考えていかなければならないということを考えれば、この内容について

削除するという選択ではなくて、できる限り今後においても皆様と話をさせていただいたり、記者会見でマスコミ関係者と話させていただく中で、より市民の皆様様に正確に伝えられるよう努力していくことを私としては選択したいということでございます」と言っていますよ。今と全然違うではないですか。今回は、自分の都合によって変更するのですよね。いや市長、首をかしげていますけれども、誰が考えてもそうですよ。市長は自分のいい都合に合わせてホームページの中身を、公文書を変えようとしているのですよ。

(「首かしげる場じゃないよ」と呼ぶ者あり)

全然、日本語としてわからないですか。そのとおりですよ。それを市長がいくら違うと言っても、錯誤があると言っても、これは市長の都合ですよ。

○市長

間違いがあれば訂正することは当然必要でしょうし、私としても間違い等は残念ながら生じている状況でございますから、それについては、今、御説明のあった第2回定例会のときもそうですけれども、当然に議会ももちろんそうですし、記者会見、それらに限らずですけれども、私としても言葉として発する以上は、責任を持っていかなければならない、その思いはあります。しかしそのような中で、間違いであったりとか訂正であったりとかがあった場合には、訂正すべきだとおっしゃっていたのは秋元委員というふうに思っておりますし、それをやはり私としても必要なときにはそのようにしっかり皆様に呼びかけて、これを何も言わずに勝手に変えたとかというのであれば、そのような御指摘も理解できますが、このように公の場で皆様に説明させていただいて、訂正させてほしいというお話を、なぜそのように御指摘されるのか、私には理解できないところもあります。何にしても、私も皆様からの御指摘のように、この責任ある立場、お役目につきましたから、政治家としてもそうですし、市長としても、そういうことがこれからはないように努力もしていきたいと思っておりますし、逆にその後でも、やはり時に私も人間ですから間違うこともあるかもしれませんので、そのときには御指摘をいただければ、その都度、その時々で私なりに判断し、考えていきたい、このように考えているところでございます。

○秋元委員

間違いではないのです、何回言っても。何回、市長が間違いだと言っても、もう明々白々ではないですか。自分の言葉に全く責任を持っていないのですよ。だから、毎回こころろ発言を変えるではないですか。自分が言ったことの責任を、一切持っていないのですよね。その都度その事情によって変えるべきではない、削除するべきではないということ、みずから言ったのに、今回みずからそのことを破ろうとしているのです。それは矛盾ではないですか。

日本語があまりわからないようなので、これ以上言ってもあれかもしれませんけれども、では市長、権力を持っている人が、マスコミですとか一般市民の発言を変えるということを言論統制というのです。市長は違うと言いますけれども、では、その違うという根拠をしっかりと示して説明してください。私はきちんと根拠を示していますから。マスコミの発言を自分の都合によって発言していない言葉に変えようとしている、これは捏造、改ざんです。私はこういう例を示していますから、市長も根拠をしっかりと示して言論統制ではないということを説明してください。

○市長

その根拠たる話になっているかどうかは私もわかりませんが、何度も繰り返しますが、間違いがあつて訂正を申し入れていることを、言論統制だとは思っておりません。

(「答え、質問とかみ合っていない、全く」と呼ぶ者あり)

○委員長

いま一度質問してはいかがでしょう。

○秋元委員

権力を持っている人がマスコミや一般市民の発言を、実際に言った言葉を言っていない言葉に変えるということ
を言論統制というのですよ。権力を持っている方がそうすることを言論統制というのです。市長が違うと言っても、
実際、今回、小樽ジャーナルに申入れをしたという時点で、もう言論統制しているという行動なのです。だから、
私は例を示して言っているのですから、市長は根拠を示して違いますということをしっかり説明してください。

○市長

何度も繰り返しで恐縮ですけれども、私があるときに錯誤し、私が発言したことを受けて、小樽ジャーナルが私
の言葉に対してのお話でなされたので、私自身の錯誤が原因ですから、そういう訂正をさせていただきたいという
申入れをさせていただいたところでございます。それを私は言論統制だというふうには思っておりませんし、また
その小樽ジャーナルからそのように申入れは受け入れられませんよというお話を受けて、それをさらにもう一度、
いや、絶対に変えなければだめだとかと言っているわけではありませんので、今後において、その訂正方法におい
ては担当部局とも話をしますけれども、今、御指摘されたことが、秋元委員は言論統制だとおっしゃられるかもし
れませんが、私自身はそのようには考えてはおりません。

(「全然質問に答えていません」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員に申し上げます。今、質問に答えていませんという発言がございましたが、市長は、秋元委員が思うよ
うな質問の趣旨として理解されていないのかもしれませんが。秋元委員は、いわゆる言論統制の定義を、事例をもつ
てお述べになったと私は理解をしています。市長は、そうではない、言論統制ではない、私は単なる記者会見の会
見録の訂正をお願いしただけだと、権力をもってその訂正をなし遂げたということではないというような発言をし
ていたのだらうと思います。ということになると、お互いに見解の相違のところで、どこまで行っても堂々めぐり
みたいなことになるのだらうと思うのですが……

(「私は根拠を示して説明してくださいという根拠もないではないですか。ただ思わない、そう思
わないというだけなのですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

私がそこを答えるわけにはいかないのですが、秋元委員のおっしゃる根拠というものが、例えばどのようなもの
を想定して根拠とおっしゃっているのか、市長にはたぶんそこら辺があまり質問の趣旨としてわかっていらっしや
らないので、質問を補足するという意味で、何か御発言ございますか。

○秋元委員

それこそ判例や過去の事例などもあれば、ぜひ示していただきたいと思います。こういう場合には、言論統制と
いいませんよということを例を示して言ってください。小樽ジャーナルの回答の中にも、市長の虚偽の話への訂正
を承諾することはできないと言っているのです。市長が訂正してくださいとお願いした小樽ジャーナルが、森井市
長の虚偽の話への訂正を承諾できないと言っているのです。虚偽だと小樽ジャーナルも言っているではないですか。

市長が、私は違います、そう思いませんと言っても、もうこれは事実なのですよ。だから、きちんとそこをわか
るように説明してくださいと言っているのです。そう思わないとか、私はそう思っていないとか、そのような言葉
ではなくて、しっかりきちんと根拠を示して説明してください。

○市長

秋元委員からも判例とか過去の例示を示されたことではなくて、現在の小樽ジャーナルとのやりとりの中での
お話で、権力を持っている人がというような表現でお話しされていますけれども、私も恐縮ですが、今、判例や過去
の事例等を、残念ながら正確なものを持ち合わせておりませんので、その形での答弁はできませんけれども、現状
で何かの秋元委員がおっしゃられる例示が思い当たる状況ではないので、それが今この場では恐縮ですけれども、

いい例もないですし、ただ私自身は何度も繰り返しになりますけれども、今回のこれは決して言論統制にはならない、なり得ない、このように考えているところでございます。

○秋元委員

先週、私は委員長から、時間が超過しているのではというお話をいただきました。その最後に、私はしっかりと、これらは言論統制だということの話をずっとしていました。根拠を示して答弁してくださいと言っているのに、時間がないということで私は終わったのです。今いきなり言論統制の話をして、いきなり答えてくださいと言っているのではないのです。先週から私は言っているのです。そういう例を調べてください。私は、先週から言っているのですから。全く私の考えは飛躍し過ぎていますよと、こういう例がありますということを示して納得させてください。

○委員長

なかなか議論がかみ合っていない、質疑がかみ合っていないと委員長としては思います。

秋元委員のおっしゃる言論統制うんぬんというお話は、確かに先週から続いてきているお話です。ただ、その言論統制ですと秋元委員はおっしゃっているのだけれども、市長はそれに当たらないと。ただ、なぜ当たらないのですかと言ったときの論拠が市長は弱いと。たぶん客観的にいって、そういうことなのだろうと思うのですけれども……

(「ない」と呼ぶ者あり)

(「弱いというよりないのです」と呼ぶ者あり)

ないとは、それもそうなのではけれども、先ほど市長の答弁にありましたように、何かしらの例示をという秋元委員の質問に対して、今、持ち合わせていませんということがあります。市長、総務部長、広報広聴課長も含めて、この間のやりとりをもう一度整理をして、市長に最後に答弁をいただきたいというふうに私は思いますけれども、市長、いかがですか。

○市長

何度も繰り返しになりますが、私自身は言論統制ではないと思っておりますし、認識をしているところがございます。これと同じような状況や類似したものを探すということには、なかなかやはりならないと私は思います。私は、この認識で言論統制ではないとはっきり断言しているわけで、それが例えば裁判上で訴えられたら、どのような結果になるのかということが、結果的な結論になるのかもしれませんが、私自身は一切そのような、秋元委員がおっしゃられるような状況ではありませんので、何度も繰り返しになりますけれども、その論拠がないからといって、言論統制をしているのだと言われるのは、恐縮ですが心外でございます。

(「いやいやいや、全く言っていることおかしい」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

中村吉宏委員。

○中村(吉宏)委員

ただいまの議論を私も伺っておりました。秋元委員からは市長の一連の訂正については言論統制ではないかと、ここについては、先ほど委員長もおっしゃったようにしっかりと、根拠を示しながらこの場合が当たるのだというお話でありました。ただ、市長からは、先ほど来の議論で、私は言論統制とは思わないと。しかし、私もこの議論に参加しているながら、ではその市長が捉えている言論統制というものの定義は何なのか、それから今までの状況等も踏まえたそういった意味づけをしっかりとさせていただいて、これがゆえに自分の行動は言論統制ではないのだという明確な答弁をいただくことで、この場は納得するのではないかと思います。したがって、少しその用意をしていただいたほうがよろしいのではないかと思います。この点についてお裁きをいただければと思います。

○委員長

それは、若干の休憩をとっていただきたいという。

○中村（吉宏）委員

そうですね、区切ってもよろしいかと思えます

○秋元委員

市長そもそも今日を迎えるに当たって、言論統制とはどういうことか御存じですか。

○市長

恐縮ですが、これについても辞典等を持ってきて話をするわけではありませんので、先ほどと同じような表現になるかもしれませんが、いわゆる先ほどの表現で権力者という言葉があったかと思うので、その言葉からお話ししますと、権力者から誰が発することにおいても全てを統一にさせて、その権力者の思いどおりに表現をさせる、それが一つの言論統制ということではないかなというふうに認識をしております。

○秋元委員

今言われたとおり、調べていただきますけれども、一般的には言論の例えば検閲ですとか、規制、制限などというふうに広くとられますけれども、深い部分では言論の操作とか言論の捏造も含まれるというのです。私はだから捏造になるのではないですかと、先ほど来言っていました。しかし、市長は捏造ではないというのですけれども、捏造という日本語の定義からいうと、まさしく捏造なのです。市長は違うと言っても、日本語で言う捏造なのです。だから言論統制だと言っているのですけれども、市長は違うの一点張りなので、では間違いなく、先週のこの発言もありますけれども、言論統制ではないというのなら事実を照らして根拠を示してください。このように先週も発言していますので、もう一度調べていただいて答弁いただければと思います。

○市長

先週もそのような御質問があって、その話は、副市長も含めて相談させていただいたのですが、そのときの御質問の意図がどうしてもなかなか理解できなくて、それで今日、そういう意味では、判例とか過去の事例とかそのようなところまで恐縮ですが、用意はできていないところでございます。しかしながら、何度も繰り返になりますけれども、秋元委員が御心配のような捏造とか偽造とか、そういうようなことを私たちが画策をしてやっているわけではありませんので、あくまで私自身の発言に対して錯誤があり、訂正をお願いしたいというふうに行っているだけのことでございますから、そのような心配なことはない、そういうふうに理解をいただければと思います。

（「休憩に入って調べてもらってください」と呼ぶ者あり）

○委員長

秋元委員は休憩をお求めですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長のただいまの答弁の中にも、調べていない、準備していないという発言もございました。秋元委員からもぜひ調べていただきたい、よくこういう委員会では、後ほど質問者に回答するというパターンもありますし、休憩をとって調べた後に、答弁をするということもあります。先ほどの中村吉宏委員の議事進行もございましたので、秋元委員の質問の趣旨をきちんと踏まえた上で、市長にいま一度の答弁を求めるために、若干の間、休憩をとって答弁の調整をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長

では、いったん休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 02 分

再開 午後 4 時 30 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

市長、先ほど市長の答弁でいったん休憩をとりました。市長から御発言をお願いしたいと思います。

○市長

お時間をいただきまして、ありがとうございます。

言論統制についての御質問だったかと思います。

言論統制とは、公権力が検閲制度などの手段を用いて、言論・表現を制限することだと辞書にて改めて確認させていただいております。

このたびの小樽ジャーナルへの発言は、私の発言を受けた部分の訂正をお願いしたものであり、小樽ジャーナルの思想や意見などを表現する意味での言論を制限するものではなく、いわゆる言論統制の意味する強制や統制には全く当たらないものと考えております。

なお、私の発言した部分につきましては、今までの方法も鑑みながら、しかるべき方法で訂正をさせていただきたいと思っております。

○秋元委員

今、市長から答弁いただきましたけれども、先ほど私はしっかり根拠も示してほしいということなのですが、根拠もない以上、例えば辞書を見ますと、三省堂の大辞林には、捏造という部分の例示として、会見記、要するに記者会見の会見ですね、会見記を捏造するというふうに例示でも挙げられていますし、あとは言論統制、権力者がマスコミ又は民衆のコミュニケーション活動を制限することとなっているのです。まさしくこの辞書に出ているそのとおりなのです。市長が私はそう思わないとか違うと言ったって、全く辞書に書かれていないのです。だから、今後は間違っても、議会で職員がそれは公文書の偽造・捏造なのではないかと疑いかけられるようなことを、市長がやらせてはいけないということをしかり肝に銘じていただきたいと思います。いかがですか。

○市長

今の御質問ですか、内容については、私は全くそう思っておりません。

今、言論統制の過去の事例であったりとか判例をとということもあったので、職員とともにいろいろ調べたりとか、それもあって少し時間をいただいたところではありますけれども、私が今このように訂正をお願いしたところにおける、判例や過去の事例という具体的なものを見出すことはできませんでした。

やはり言論統制においては、今まで戦時中における言論統制等のことがあったかと思っておりますけれども、私から見たら、その言論統制に伴うその当時の取組と、なぜ今私が訂正を申し入れている発言と一緒に結びつけられようとしてきているのか、正直理解に苦しんでいるところでございます。

ですので、私は、今の秋元委員のお考えに対して、私自身は考え方が違うということで御理解をいただければと思います。

○秋元委員

どのように考えても構わないのですけれども、それを職員に押しつけてやらせるのだけはやめてくださいということだけは言って、私の質問は終わります。

○委員長

委員長から一言申し上げます。

ただいまの市長の御発言の中に、自分のした発言の訂正は、過去の事例等を考えながら踏まえながらしかるべき

方法でということ、ある意味答弁としては非常に不完全だというふうに思いますが、これは過去の事例のことで、市長ではなくて、実際に過去の事例のところで訂正をしたということを担当した方に、過去の事例とは具体的にどういうものがあるのか、それだけの一つ、委員長として確認をさせてもらいたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

過去の事例というのは、先ほどお話ししました 5 月 26 日の人事における記者会見と、そして 10 月 6 日の参与の法律の適用の誤りの部分です。

あの法律につきましては、記者会見の中では書きかえていません。注釈を加えただけです。今回につきましても、市長は、過去の 2 回の例を鑑みて直したいと、しかるべき方法で直したいということでありますので、事務方の私から、文書はそのまま、前回と同じように注釈を加えて、広報広聴課で市長はこういうことで発言していますけれども、本来は違うと、そういう形で注釈を加えて訂正したいということを市長には進言したいと思います。

○委員長

それとも一つ、市長の答弁の調整のためにおおよそ 2 時間半程度遅れております。中断をしておりました。今日の審議日程は、まだ残っておりますので、委員の皆様にはぜひとも御協力をお願いしたいことは、質問の意図、趣旨がよくわかるような質問に御協力をいただきたい。

また、市長を初め理事者の皆様には、できるだけ簡便で的を射た御答弁をお願いしたいということを 2 点、皆さんをお願いしたいと思います。

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

民主党。

○林下委員

私も一言申し上げたいのですが、先週の金曜日の予算特別委員会を終了した時点で、こうした議論は続行されるというふうに私も理解をしておりましたし、これほど時間を要して答弁調整をしなければならないような状況ではなかったのではないかと。十分に時間もあつたわけですから、やはりきちんと答弁を考えておけばこのように時間を要する必要はなかったと思いますし、こういう展開になるとすれば、私もきちんと市長の誠実性について質問すべきだったと思うのですが、当初の予定どおり質問をさせていただきます。

◎除排雪について

私からは、代表質問や一般質問でも取り上げられております、除雪、除排雪問題について、私なりに業務に注目しながら見てまいりましたけれども、そういった点に絞って時間の許す限り質問をしていきたいと思います。

私自身は、除排雪問題は当選以来の議員活動のテーマとして取り組んできましたけれども、今冬季は大変積雪量が少なかった、降雪量が少なかったということも幸いをして、いわゆる除排雪は一般的には効率的で非常に好結果に終わろうとしているという状況だと思っております。建設部の皆さんは、やはり降雪量が少なければ少ないほど、またいろいろな問題もあつたというふうに思いますけれども、そういった点についても、ぜひ見解をお示しいただければと思います。

私も、まず新年度の予算について、特に除排雪の予算というものが 1 億 5,400 万円ということで、この予算の根拠というものが、どうしてこういう格好になったのかということ非常に疑問を持っておりました。私もいまだに財政というのは非常に苦手な分野でありますので、今定例会を前に、地方財政セミナーへ行って勉強してきたのですが、やはりその勉強を通じて、どうしてこういった予算という結果になったのか、なかなか理解ができないうところでありました。

そういった意味で、1 億 5,400 万円の予算はどのような根拠で予算化をされたのか、その説明についてもう一度お願いしたいと思います。

○（建設）雪対策課長

来年度の平成28年度予算の1億5,400万円の根拠でございますけれども、本年度から除雪につきましてはいろいろ見直しを行って今進めているという状況でございます。その中では、今後一定程度検証しつつ、来年度に向けてどのような形で進んでいくのかということを行っていかなければならないというものもでございます。

それで、28年度の予算につきましては、当面第3回定例会までにかかる必要な経費のみを積ませていただいております。そのほか例えば一番大きいところでは、地域総合除雪にかかわる業務費等もあるのですが、これらにつきましては27年度、今シーズンの検証を行った上で、必要な見直し等を踏まえて、改めて計上させていただくという考え方に立ちまして、第3回定例会までに必要な費用ということで計上させていただいております。

○林下委員

除排雪問題は市長公約の最大の政策でもありますから、市長としても、当初予算で全く当面必要な経費のみを計上するというやり方というか状況に至ったという意味では、この間、代表質問でも、見方によっては財源不足隠しではないかという指摘もありましたけれども、市長はそういう指摘をどう受け止めて、この指摘を認めるのか認めないのかということについて感想をお聞かせ願いたいと思います。

○市長

会派説明等でも、第2回定例会以降で除排雪予算においては上げさせていただきたいということを皆様にお伝えさせてもらっていることでありますし、またる担当部局からも、今年度公約に伴うことも含めて予算を皆様に御理解いただいて増やさせていただいて、原部等で取り組んでいる雪押し場の件とかその他いろいろな取組、やはりそういう取組の検証等が必要だろうというのは、私も担当職員と話をしているとおりでそのとおりに思っております。ですので、本来であればおっしゃるようにこの第1回定例会の中で、それらも含めて皆様に御判断いただくのが本来だというふうには思うのですけれども、やはりどうしても検証時間が必要だというのは、私としてもその時間が必要だという認識でありましたので、恐縮ですが、第2回定例会以降の機会に提出させていただくという判断に至ったというところでございますので、御理解をいただければと思います。

○林下委員

私どもも検証する中身の問題、そういった意味では非常に重要な問題にまた突き当たるのではないかとこの考えもありまして、その考え方については理解したとしても、検証の内容があらぬ方向に向かわぬよう十分注意して議論をしていただきたい、そのことを要望しておきたいと思います。

◎排雪中止における指示について

次に、2月上旬だったと私は記憶をしておりますけれども、市長から突然排雪作業を中止するようという指示があったというふう聞いております。市長はどのような指示をしたのか、その内容について明らかにしていただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

排雪についてのこれまでの作業の考え方でございますけれども、今年度は近年にない穏やかな気象ということもございまして、例年より少し遅く1月下旬ぐらいから排雪作業をスタートしてございます。この際、幹線道路、若しくは山合の生活道路等から排雪をスタートしたという状況でございまして、今お話にありました2月上旬になりまして、このときに道路状況が厳しくなっていたところ、これについてはおおむね作業が完了して、その後こういった少雪期を踏まえた場合に、どのような方針で排雪を進めていくかということで、市長との相談の上、道路の状況を見ながら、また必要な路線を適切なタイミングで排雪作業を進めていくということで打合せをさせていただきまして、まずそのような形で進めてきたということでございます。

結果として、現場としては断続的な排雪作業を行ってきたという形になってございます。

○林下委員

今、雪対策課長からお話がありましたけれども、私の当時の記憶では、ちょうど排雪作業が始まって、非常に佳境に入っているという段階だったと思いますし、かなり当初から例えば除雪の頻度を高めれば高めるほど、側雪はたまってくるから、やはりどうしても排雪というのはそれなりに頻度を高めていかなければだめではないかという発言を私もしてまいりました。

そういったことを考えてみますと、いくら雪が少なくても、この1月下旬から2月上旬にかけて非常に排雪というのは佳境に入る時期であったと思うのですが、これはいろいろと作業計画というか、あるいは専門的に言えば設計書に基づいて作業を進めてきたというふうに思うのですけれども、市長がそういう中断をなさいと、やめなさいと、とめたという状況というのは、どういう手続、手順を踏んでその中止を指示したのかというところが、どうもやはり理解ができませんが、その点についてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

排雪の中断といいましょうか、一部区切りをつけた中で進めてきたということですが、これにつきまして、先ほども答弁させていただきましたが、一定程度、道路の状況が厳しいところの作業を完了して、その後、待ち合いといいましょうか、比較的降雪量、積雪の少ないエリアに入っていく段階で、従前どおりいくのか、やはり各現場で路線を厳選しながら進めていくかと、そういったところの打合せを持つ機会がございまして、その中で市長とも相談の上、先ほどのような方針で排雪を進めていくということになったものでございます。

○林下委員

私は、どうも雪対策課長の話は何回もお伺いしているのですけれども、市長がなぜそういう判断に至ったのかというところが、どうもやはり疑問なのです。その排雪をやめなさいと言ったときには、えっ、どうしてというのが雪対策課なり対策本部の状況だったと思うのですけれども、その点について、市長がどういう根拠でそういう中断を指示したのかというところを、明らかにしていただきたいと思うのです。

○市長

ひとつ誤解をされているのが、排雪の中断を指示したということは、私は一度もございません。ただ、その排雪の適切なタイミング又は現場を見る、現状を確認しながら、それを常々打合せをしながら進めていくという流れなので、その排雪に取り組んでいて、機会、時間をつくってまた現場を見、またそれで排雪を計画し、つまりはそのような現場の状況を確認しながら、その必要なタイミング、適切なそのときを職員とともに一緒に判断していく、そのような考え方の中で、そういうお話になってきたということでございます。

○林下委員

いや、私はその状況を聞いて、やはりずっとそのことが引っかかっていました。それで、例えば2月19日に除雪パトロールというのが行われまして、建設部の担当の方からも積雪状況は例年の70パーセントで、排雪も同程度で推移をしていると。貸出ダンプの申込件数は同程度なのだけれども、雪が少ないために辞退が相次いでいるというお話がありました。そうだとすると、突然排雪を中止しなければならないという理由、例えば予算が底をついてくるなどという事情があるとすれば、そういう見通しとか、そういうものがあるとすれば、当然中止する理由等があると思うのですけれども、そういう状況は、私はあの2月19日の時点でも全く確認はできなかった。だとすれば、なぜそういう指示をする必要があったのかというところが、ずっとやはり疑問に思っているわけです。その点について、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○市長

何度も繰り返しになるかもしれませんが、いわゆるその間を置いたということであって、別に私は中止は指示をしておきませんので、指示したと言われても、私自身が今御指摘されたことを行っていないものですから、その理由をと言われても答えられないとしか言いようがありません。

○林下委員

私は全く根拠がなく、こういうお話をしているつもりもないし、雪対策課長が先ほど来お話をしているように、例えばそれが参与であったのか、その辺についてきちんとしておく必要があるのではないか。私は排雪の問題もいろいろな意味で、非常に大きな、その後市民からも何で排雪を中止したのだと、何で我々の町内の排雪がとまっているのだという問い合わせなり、あるいは雪対策課に相次いだというふうに私は聞いております。マスコミの取材もあったというふうに聞いています。

だから、その辺がその事実と、市長はそういう指示はしていないといっても、現実にはそういう結果になっているわけですから、そのことについて、雪対策課長のお話が全然勘違いなのか、市長が勘違いをされているのか、その点について意見はきちんとしておいた方がいいのではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○市長

雪対策課長からも、私が排雪を中断させたというお話は、どの場面でもされていないというふうに思っております。今年は排雪においては御指摘のように少雪だったということもありまして、常々現場の状況を見ながら排雪における適切なタイミングを判断してきたところがございますから、そういう意味では、時間を区切って間を置いてパトロールをし、その状況を鑑みながら、また適切なタイミングで排雪を入れていくという流れがあったということでもありますので、今お話しされたような誤解の状況ではないかなというふうに思います。

○林下委員

市長がそういう指示はしていないということを、再三にわたって言っているのですけれども、排雪がとまったという事実は確認していますか。

○（建設）雪対策課長

排雪作業がとまったことについてでございますけれども、先ほども少し答弁をさせていただきましたが、2月の上旬ぐらいまでは作業を続けてきたわけなのですが、それで、先ほども説明させていただきましたが、おおかたまず道路が本当に厳しい線、ここについてはある程度作業が終わりまして、その先、多少余裕があるといいたまいますか、そういった路線について、どのような形でやっていくのかという中で、しばらく排雪作業を見合わせまして、改めて市内の道路をパトロールし、調査、確認をしたという作業をさせていただきます。

また、それで確認がとれて、何か所かまた排雪作業を行い、その後また状況を見て排雪作業をまた一時中断したというか、そういう形で断続的に排雪作業を進めてきたということでございます。

○林下委員

それでは、市民からの要請なり、苦情が相次いで増えてきた、あるいはそういったことに関連してマスコミの取材もあったというふうに聞いていますけれども、それは事実ですか。

○（建設）雪対策課長

私どもが例年押さえてございます市民の声、こちらの件数で今の状況等について説明させていただきますと、確かに2月から3月にかけては、やはり排雪の依頼というこの内容での市民の声がかなり多くなってきてございます。この中では、例年というか、ここ数年は雪も多かったこともございまして、継続して作業を進めていたという状況が続いていたかと思うのですけれども、こういった中において、今年については例年と排雪作業が入る時期が遅いのですとか、また例年の順番といいたまいますか、よくそれぞれ地域の方々は、例えばこちらの路線が終わったら次はこちらの路線に入ってくるねとかというような形で、排雪作業の順番をある程度考えられているということもあるのですが、そういった中でも順番が違うのですとか、またなかなか今回断続的にやっていくという中でも、結構、現状のある程度本当に路線が厳しい状態になってから行ってきているということもございまして、その辺を心配されて、今年はこちらの道路は排雪が入るのかというような問い合わせが主な問い合わせでございますけれども、こういった問い合わせが多く寄せられているのは事実でございます。

○林下委員

私の質問には、市長としてはそのような事実はないということで回答されているのですが、私どものところにもいろいろなそういった情報が来ておりますから、やはり市長におかれましても、例えばそういう指示を、いろいろな現場の状況を見てどういう指示をしたのか、あるいはしていないのか。指示をする場合には、当然計画に基づいて排雪作業が行われている、そういったことにどこにそごがあったのかといったものも含めてしっかり検証していただいて、少なくともこれから除排雪の作業の見直しをするという段階で、こういったお互いに考え方にあるいは事実関係にそごを生じることのないようにぜひお願いしたいと思っています。

私は、検証するというのが、私どもは検証の仕方そのものに、こういったそごが生じていくと、また議会で非常に大きな議論になって、市長の提案をまた議会が否決せざるを得ないみたいなそういうことになることを非常に懸念しておりますから、ぜひそういうことを十分に検討していただいて、その検証を重ねていただきたいというふうに思います。

◎貸出ダンプ制度について

それで、次の質問に移るのですが、これは本会議の一般質問の中で、貸出ダンプ制度の問題が質問として上がっております。

問題は市長の答弁で、拡大解釈によって排雪の需要が増えているという市長答弁がありました。これは、私は例えば貸出ダンプ制度というのは、実は町会でも高齢化のために、どうしても排雪が、今までみんなで協力してやっていたことができなくなっている。そのために貸出ダンプを利用している町会でも、やはりその要望が増えてくる、しかし予算もかかる。そういったことで、今までもそれぞれ議会の場でそういった意見が非常にたくさん出されてきました。

そういった意味で言えば、何としても効率的で、しかも住民のその要望に応じていける貸出ダンプ制度というのが非常に大事だと思うのですが、やはりそういった意味では、毎年、雪対策課と町会長あるいは市長も交えて、毎年こういう議論がなされてきました。そういったことを考えますと、今回の答弁というのは、拡大解釈によって排雪の需要が増えているというそのことは、非常に適切さを欠いているし、また非常に苦勞している町会の皆さんや現場の皆さんには、非常に不適切な答弁だったというふうに私は思うのですが、市長はその点についてどうお考えですか。

○市長

貸出ダンプ制度の私の一般質問のときにおける答弁からのお話かと思いますが、もともと貸出ダンプ制度は、いわゆる市が行う除雪とか排雪がなかなか入りづらい狭い路線とか生活道路とかそういうところに対して救済としての制度として私は始まったのかなというふうに認識をしているところでございます。そのような中で貸出ダンプ制度の御利用の手引の中でも、目的という部分で、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、その排雪費用の軽減を図るための制度だということをうたっております。そして、その対象道路においては原則として、幅員がおおむね4メートル以上の通り抜けができる道路、つまりは公共の一般の方々も通られる道路ということが、この貸出ダンプ制度の本来の定義であるというところだというふうに私は認識しております。

その中で、幾つの特例等がありますけれども、先日、石田議員からその御指摘があったときに、駐車場の通路もそれに当てはまるのかというような概念だったかなというふうに思うのですが、いわゆる通り抜けができる道路ではない状況、又はそういうような駐車場の通路であったり、行きどまりで通り抜けができなかったりとかさまざまそういう場所においても、ここ数年申込みがあったときに受け入れてきた経緯があるので、これを今後貸出ダンプ制度でこのままその解釈の下で続けられるものかどうか、さらにはそういうところにおいてはまた別な考え方を設けていくのか、貸出ダンプ制度のもともとの原点に立ち返って、貸出ダンプ制度を今後どういうふうに取り扱うべきなのか、それらのことも鑑みなければならぬのではないかとということで、先日の質問に対してそのように

答弁をさせていただいたというところでございます。

しかしながら、林下委員が御指摘のように、今までこれを利用して町会等で、いわゆる市と市民の皆様との協働の下で取り組んできた制度だというふうに思っておりますので、やはりこの視点はしっかりと踏まえながら、その中でその課題として抱えている部分をどのように改善するのか、それこそ皆様と協議をしながら先ほど御指摘のように予算にも限りがありますので、それを今後において考えてまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひ一緒にいろいろと御指摘等また御提案等いただけたら、ありがたいなというふうに思っているところでございます。

○林下委員

今、市長の答弁を聞いていると、市長は制度の見直しをとということを再三にわたって主張しておりますし、場合によっては、この貸出ダンプ制度というものを、もしかしたら予算を大幅に切ろうとしているのかというふうにも私は聞こえるのです。特に今年は、私は別に石田議員の質問そのものは、いろいろな経験とか、やはり取決めとか、そういったものの解釈とか理解というのが、あまりまだできていなかったのかなということ、ああいった答弁になったのかなというふうにも思うのです。しかし、本当に今年のようにたまたま雪が少なくて、しかも市長がまさに答弁されたように、本当に町会も負担が伴いますから、やむにやまれず要請する、だから、今回、要請して抽選はしてもらったけれども、結果として辞退をするという町会もたくさん出てきているわけです。

そうだとすれば、まだまだ貸出ダンプ制度そのものは、もっとやはりいろいろな意味で市民との共同作業という、協働ということ言えばもっともっと充実させていく必要があるだろうと。ちなみに、私が前にこの問題で質問をしたときに、私は例えば1種路線でも2種路線でも、やはり駐車場から雪が出てきて、その場所に行けば非常に通行の支障がすぐ生じてしまう、あるいは屋根の雪がどうしても出てくる、それは町会も同じ悩みを持っています、はっきり言えば、必ず町会でも話題に上りますから、非常に大変なことなのです。だから、決してその貸出ダンプを利用する路線に限らず、実は1種路線でも2種路線でも、そういった問題があるわけです。だからこそ、私は前に条例をつくって、明らかに道路外から出された雪はやはりもうきちんと応分の負担をしてもらうような条例をつくるべきだと、私は前に提案をいたしております。

しかし、なかなかそれもいろいろなことを考えれば、一朝一夕には解決できる問題ではないと思うのですけれども、そういったいろいろな努力をしながら、この問題を解決していかなければ、拡大解釈によって排雪が増えていくという考え方は、私はやはり納得いかないし、利用している町会の皆さんからも非常に大きな反響があるのではないかとこのように思いますので、その点についてはぜひ市長においても検証するときに、こういった問題を見落とさないようにしていただきたいと思うのですけれども、その点についてどうお考えですか。

○建設部片山副参事

今、委員から御指摘のありました件でございますけれども、貸出ダンプ制度は、市の除雪でも同じでございますけれども、敷地からの雪出しですとか屋根の雪の雪出しですとか駐車場の雪、これらを条例ではということでございますけれども、要は皆さんのマナーの問題があるのかというふうに認識してございます。ホームページ、それから除雪懇談会においても、この辺のマナーを守っていただけるように私どもも機会のあるごとに訴えているところでございます。

そういうことでございますので、条例というところまでは我々も考えてございませんけれども、機会あるごとに、市民の皆様と呼びかけてまいりたいと考えてございます。

○林下委員

私は、なぜこの問題を先ほど来から言っているかといえば、この間の議論を含めて、本当に本来的には効率的な除排雪を行うという概念からすれば、全く違う発想になっている、市長がそういうお答えをしているということに私は最大の懸念を感じているわけでありまして。本当に市長の公約とも私は矛盾するのではないかなと思うのですけれども、例えば3月7日に、貸出ダンプの申込みの町会に対して、74団体あったそうですけれども、雪解けが進ん

でいる、あるいは予算が限界に近づいているので中止をしたいということを抑制するというか、そういった形になっていると思うのですけれども、それは事実ですか。

○建設部片山副参事

貸出ダンプ制度の排雪量の抑制ということでございますけれども、3月に入りまして雪解けが進んでいる状況がございましたので、貸出ダンプを利用される2回目の利用者の方に、雪解けが進んでいるのでお互いに経費を節減しませんかということで、利用者の方に今後の利用についての意向を確認したことは事実でございます。

○林下委員

私は少なくとも高齢化社会の中で、この貸出ダンプあるいは排雪に対する需要や希望というものはますます高まっていくだろうというふうに思っていますし、事実そういう中で、結局74団体に対して抑制をかけるという事態が起きたということは、これは現実の問題ですから、ぜひ市長においても受け止めていただきたい。

私はあまりこのことばかり言っても、あれなのですけれども、市長の考え方として、やはりある意味で後援会通信のように、一方的な考え方や、あるいはその中で誤ったメッセージを発したり、あるいは施策上の問題で職員や担当の部局に対して誤った押しつけということをする、やはり行政も混乱しますし、せっかくいろいろなことで業務が進められて、そして議会に提案されても我々が同意できないということになると、これはあまりいい結果にはならないのではないかと考えております。

いろいろなそういう職員にもなかなか理解をされない、そういった政策的なものについては、よくもう一度市長においても相談をしていただいて、市長の権限で無理やり議論を封じ込むというようなことのないようにぜひしていただきたいなと思います。

結果として、そういうことが続けば、今回、私もよくわかりませんが、例えば建設部から降任願が出ているというふうには聞いておりませんが、そういう問題が起きる原因にもなりかねないと思いますので、ぜひ市長には謙虚な気持ちでやはりそういう話を聞いていただきたいなと考えておりますので、市長の考え方をお聞きして終わります。

○市長

さまざまな御指摘等も含めてお話をいただいたかと思っておりますけれども、何にしても除排雪の改善におきましては、私としても大変重要な取組だというふうに認識をしているところでございますし、また、今年、公約を幾つか組み込んで今までと違う除排雪の取組方も含めて進めてきた中で、新たにまた課題であったりとか、又は抱えているものであったりとか、少しずつですけれども見えてきているものもあるのかなというふうに思っているところでございます。

先ほどお話ししましたけれども、その中で、より御指摘のあったように効率的、効果的な方法を検証の下で具体化できるかということが大変重要だというふうに思っておりますし、また私自身は第3回定例会で除排雪予算を組ませていただくときに、皆様から御指摘いただいたのは、いわゆる予算を高く積むだけでは、それであれば結果的に対応幅はいくらでも広がるだろうというような御指摘もあったように思います。つまり、限られた予算の中で、その効果的、効率的な方法というものを、さまざまに取組を模索をしていかなければならないのかなというふうに私自身は感じているところでございます。

市民の皆様からの要望であったりとか、又は除雪においても排雪においても、取り組んでほしいというそのお気持ちにできる限り100パーセント応えたいところでございますけれども、その中でお金をかけてだけではなくて、工夫であったりとか、又は実際抱えている問題の課題の改善を図る、そのようなことを一つ一つ踏まえながら、その期待に一つ一つ応えられる、そういう除排雪の制度にしていくことが理想なのかなというふうに思っております。私自身はもちろんですけれども、職員とともに、さらには除排雪に携わっていただいている方々、そして市民の声、それらをしっかりと受け止めながら、この議会の場でも除排雪についてこれからもかんかんがくがく取り組んでい

けたらいいのかなというふうに思っているところでございます。

私の認識としてはそのような考えでございます。

○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○中村（岩雄）委員

◎除排雪について

それでは、一般質問で取り上げました除排雪について、何点かお尋ねします。

新光 5 丁目の雪堆積場についてです。

今年、この堆積場での雪の受入れ量はどれくらいになっておりますか。

○（建設）雪対策課長

本年度新たに開設いたしました、新光 5 丁目の雪堆積場のこれまでの雪の受入れ量でございますけれども、現在のところ約 1 万 4,000 立方メートルとなっております。

○中村（岩雄）委員

これは雪を運んでいるところというのはいろいろあるのです。市ももちろんそうですけれども、国、道、そして貸出ダンプなんかもあるわけなのですけれども、この新光の堆積場はどここの雪を今入れているわけですか。

○（建設）雪対策課長

こちらの雪堆積場につきましては、本年度は、開設して 1 年目ということもございまして、まず市で行っている排雪の雪のみを受け入れてございます。

○中村（岩雄）委員

先ほど今年、ここに 1 万 4,000 立方メートルを受け入れたというのですけれども、このキャパシティというのですか、まだかなりあるのかなど。大体限界はどれくらいまで受入れをするかという数字は、もしわかるようでしたらお知らせください。

○（建設）雪対策課長

数字については、どれだけ可能かということは、現在ここで答えできないのですけれども、今 1 万 4,000 立方メートル入りまして半分ぐらいしか使ってございませんので、この倍ぐらいまではある程度受入れができるのかというふうな推測はしてございます。

○中村（岩雄）委員

では、今年は確かに少雪ではありますが、ほかの雪を受け入れる余裕はまだあるかなというふうに思っていますか。そうしましたら、今後、例えば貸出ダンプも含めて、市以外も受入れ可能かと、その辺の判断についてお答えいただけますか。

○（建設）雪対策課長

こちらの雪堆積場の市以外の排雪の受入れについてでございますけれども、まずは今年度の検証をしてから来年度に向けて考えていきたいと思っておりますが、私どもの市の排雪以外に、貸出ダンプについても、例えばこれも運搬距離の軽減になればそれぞれ貸出ダンプの賃料の低減にもつながっていくと思いますので、国・道もございまして、まず市としてはこちらの貸出ダンプの利用ができるかどうかということについては、平成 28 年度のシーズンに向けて検討してみたいというふうに思っております。

○中村（岩雄）委員

いろいろコストのことがありますので、ぜひ可能な限りそういう可能性を探ってください。

そして次に、今年の開設による効果はどのように評価していますか。

○（建設）雪対策課長

こちらの雪堆積場の開設に伴う効果でございますけれども、先ほどこちらには1万4,000立方メートルの雪が入ってきたということで説明をさせていただきました。本来これがなければ、望洋シャンツェに運ぶこととなりますので、当然その分運搬距離がかさむということになりますので、こちらの運搬費の低減効果は間違いなくあったものというふうに認識してございます。

○中村（岩雄）委員

ぜひこれは事務方のこともありますけれども、堆積場を確保していくということは、少し地味かもしれませんが、いろいろな面でコストの面でもやはり効果が上げられるのだらうと思うのです。限られた小樽市内のそういう可能な土地というのは、なかなかそう簡単にはいかないと思いますけれども、とにかく除排雪の全般を考えた場合、この雪堆積場というのは、今後大きな効果を出してくる一つの鍵になるかなというふうに思いますので、ぜひこの後もその拡充に努めていただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

この雪堆積場の拡充でございますけれども、これは昨年第4回定例会のときに中村岩雄委員からも、同じ雪堆積場の関係で御質問がありまして、私どもの方針等を説明させていただきましたが、今年の検証を通してというか、今までの作業の流れでも一定程度の効果はあるというふうに認識してございますので、やはり市内で特に運搬距離が長くなっているエリアで来年度以降引き続き開設に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

◎小樽歯科衛生士専門学校について

小樽歯科衛生士専門学校について何点かお尋ねしていきたいと思っております。

小樽市歯科医師会が設立している専門学校ですけれども、この収支で今回他会派の委員からもお願いがあったかと思うのですが、これまでこの学校を存続してきたわけですけれども、今、非常にその運営が危うい状態になっております。

これは、昭和41年に設立された専門学校です。小樽市民の口腔の健康を守ることを目的として今までやってきたということですが、現在まで1,000名以上の卒業生を出しています。当然、地域の保健医療に大きな貢献をしてきたという学校です。残念ながら昨今の少子化で、なおかつ札幌に歯科衛生士専門学校が、今、増えていますので、どうしてもその影響によって小樽の歯科衛生士専門学校が、今、存亡の危機に瀕しているという状況になっているのです。特にこの3年ぐらいは定員の半数、入学が半数ぐらいにまで落ちています。この状態がこの後も続いていくと、もう本当にあと1年、2年で廃校になるという可能性があります。毎年そういうことも総会で議題になっているようです。

そうしますと、これがもし廃校になったら、最低でも60人から100人ぐらいの20歳前後の女性たちが小樽からいなくなってしまうということにつながっていくと思います。当然、小樽の活気がそれで失われていくというふうになるわけですが、その中身を見ますと、小樽市在住の学生というのはもちろん多いわけですが、小樽以外でも全道各地から集まってきているのです。遠くは帯広市、北見市、それから当然、後志方面からも集まってきています。そういう方々が合わせて100人ぐらいになっているということなのですが、その方々が、当然、小樽に今、住んでいるわけです。住んでやはり生活をしているわけですから、小樽の経済にも大なり小なり影響を及ぼしているということなのですが、それらがこの学校廃校になることによって、失われてしまうということになってしまうのです。

これは今後のことを考えますと、やはり非常に大きい影響が出てきますので、歯科医師会も何とか自助努力もなされています。なされていますけれども、それだけではなかなか応援してあげなければ大変な状況になっていますので、可能な限りといいますか、できるところからでも結構ですので、ぜひ小樽市の協力を、具体的には例えば募

集するときに、その周知方について協力していただくですとか、でき得ればなにがしかの助成金などで応援していただけるようなその辺の検討をぜひお願いしたいと思います。

例えば、この100人の方々が月に10万円使うとしますと、単純計算しても、1年間で約1億2,000万円です。そういうものがなくなってしまうわけですので、いろいろ考えるとやはり影響がかなり大きいものがありますので、ぜひひとつよろしくお願いをしたいと思います。

これはせっかく市長がいらっしゃいますので、何か一言あればお願いしたいと思います。

○市長

歯科衛生士専門学校に対しての存続への支援ということでの御指摘だったかと思えますけれども、先日この専門学校の卒業式に伺わせていただきまして、16名だったかと思えますけれども、卒業式に参加させていただいたときに、その卒業生の充実された雰囲気であったりとか、又はその中で映像とか写真等で取り組んでいる一端をかいま見たところでもありますけれども、非常に重要な施設だなということをその場を通して改めて感じたところでございます。

歯科医師会の方々、歯科医師の方々ともお話をしている中で、この専門学校のことについてもお話が出てくることもありますけれども、私としてもその重要度は非常に認識しているところなので、行政としての協力体制が、今、助成金のお話であったり、又は募集における協力体制のお話、さまざまな御提案があったかと思えますが、その学校が魅力的なものだということを多くの若い学生たちに認識いただくことが大変重要だと思います。それによって定員が割れることなく毎年安定的に入ってくるのが基本的には望ましい環境なのかなというふうに思いますので、その望ましい環境に向けて、具体的にどうというのは、今、現時点で明確には伝えられませんが、いろいろな御意見をいただきながら、その方向性に向けて協力できることを考えていきたい、このように今考えているところでございます。

○中村（岩雄）委員

ぜひこういう若い女性、これから子供を産んで小樽に定着していただくというような、そういうことも今後あるわけです。ですから、これからの将来の可能性があるので、ぜひひとつ特段の御配慮をお願いしたいと思います。

◎生活困窮者自立支援制度について

それでは、生活困窮者自立支援制度につきまして、何点かお聞きしていきます。

まず、昨年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されて、もう少しで1年がたつわけですがけれども、この法の概要、それから対象となる方は生活保護に至る前段階の生活困窮者とあるのです。その前段階に至る生活困窮者、その辺のことをわかりやすく御説明してください。

○（福祉）生活サポートセンター所長

まず、生活困窮者自立支援法の概要についてですけれども、生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図るために、自立相談支援事業、住居確保給付金、その他の支援を行うための所要の措置を講じるという法律で、国は自立相談支援事業、住居確保給付金、この二つは必須事業なのですがけれども、そのほかに任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業などの実施を挙げております。

生活困窮者自立支援法の対象者の定義なのですが、法における定義は「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されておりまして、わかりやすくいうと、生活保護を除く低所得者という形になります。

○中村（岩雄）委員

生活保護を除く低所得者が対象ということです。今この法が施行されて小樽でも小樽市生活サポートセンターたるさぼということでスタートしているわけです。その活動の支援内容について少し詳しくお尋ねしていきたいと思

うのですが、たるさばが今実際に行っている事業名、それからたるさばの内容、どういう体制で行われているのかというところをお答えいただきたいと思います。

それから二つ目として、ほかの自治体でも当然動いているわけですが、道内、全国であるわけですが、ほかの体制と小樽の体制の違いといいますか、小樽の特色といいますか、その辺をお示しいただきたい。

それから三つ目に、たるさばに相談に来ますよね。その方々のその後の流れ、たるさばでどういう対応をされて、どういうふうに行くのか、何か就職につくとかといろいろあると思うのですが、その辺について説明をしてください。

○（福祉）生活サポートセンター所長

まず、小樽で実施している事業ですが、小樽市では必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金と任意事業の就労準備支援事業を実施しております。簡単に内容を説明しますと、自立相談支援事業というのは、生活困窮者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行う事業です。住居確保給付金は、離職等によって住居を失うおそれのある人に有期で家賃相当額を支給するという事業です。就労準備支援事業につきましては、すぐに一般就労が困難な人に対して日常生活や社会生活自立の支援を行うものです。この三つの事業を小樽市は実施しております。このうちの自立相談支援事業と就労準備支援事業を、たるさばで実施しております。住居確保給付金は、相談室で実施しております。

体制ですが、自立相談支援事業については、一部直営、一部委託という形で行っておりまして、所長と主任相談支援員、事務補助嘱託員各 1 名いますけれども、これが小樽市。相談支援員 1 名は社協に委託しております。就労支援員 1 名は NPO 法人に委託しております。住居確保給付金は直営で相談室、就労準備支援については 1 名、これも NPO 法人に委託しているところであります。

小樽市の特徴ということなのですが、この自立相談支援事業におけます一部直営、一部委託というのは、全国的にも非常に珍しく、私の聞いている限りではほかに例はないのです。ほとんどが全部委託、全部直営なのですが、こういった一部直営、一部委託とすることで、まずそのメンバーに市が入っているということで、市の他部署や公的な関係機関との連携に有利になりますし、社長や NPO 法人が入ることで、市とはまた別の分野との連携がとれ、また独自のノウハウも仕事に生かせるということで、市と民間のそれぞれの強さを生かせるというのが、非常に今のところ有効に機能しているなというふうに考えております。

あと、たるさばに来た人は、具体的にどのような流れになるのかということなのですが、相談に来た方はまず自立相談支援事業の相談受付となりまして、原則相談支援員が対応します。内容を聞いて、抱えている問題の分析を行います。その上で、他の制度が活用できる場合は、関係部署や関係機関につながります。また、就労について支援が必要な場合は、就労支援員が支援すると。その就労も含めて、複合的な問題を抱えていて継続支援が必要な場合は、支援プランというのを作成しまして、関係者を集めて支援調整会議という会議を開催して、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。その相談に来た方の中で、例えばひきこもりなど、すぐに一般就労が困難な場合については、本人の同意を受けて就労準備支援事業に参加してもらって、生活自立とか社会自立について支援しながら就労に結びつけていくという形になっております。

○中村（岩雄）委員

実際にその相談の内容、件数だとか、そういうのがどうなっているのか、さらに具体的に、その辺をお答えいただきたいのです。自立相談支援事業のこの辺が恐らくメインになっていると思うのですが、その相談者の数、その相談内容のいろいろな内訳、それからどこかにつながりということですが、そのつながり先はどのようなところがあるのか、あるいは逆に、ほかのところから回されてくるというか、つないでくるというようないろいろなケースがあると思うのですが、その辺のところをもう少し詳しくお答えいただけますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

まず、相談実績なのですけれども、これは平成27年12月末の数字になりますけれども、自立相談支援事業で新規相談数は201件、このうちプランを作成したのが31件、終結、これは相談に来たのですけれども、問題が解決して支援が必要なくなった方、これは122件ということになっております。住居確保給付金につきましては、相談数は4人あったのですけれども、実際に支給した方は1人で6件と、1人に対して6か月分支給しておりますので6件という形です。就労準備支援事業については、登録人数という実人数は6人で事業としては延べ23件参加しているという形です。

先ほどの内容の数字でいきますと、例えば終結122件につきましては、問題解決により終結した方は35.2パーセント、就労により終結した方は17.2パーセント、他機関制度につないだ、これは生活保護を除いてですけれども16.4パーセント、生活保護受給に至ったのが12.3パーセント、支援が不要あるいは支援対象外だった方というのが9パーセント、そのほかに中断した方が9.8パーセントという形になっております。

この相談に当たって、他機関との関係というお話でしたけれども、例えばたるさぼの周知というのは市内で行っていきまして、もちろん市役所もそうなのですけれども、市のほかの部署、福祉部の相談室を初めとして、例えば障害福祉課、子育て支援課あるいは税関係、あるいは負債の関係で相談している生活安全課など、市のほかの部署から紹介を受けて相談に来た方もいらっしゃいますし、市内の関係機関、これは障害関係施設とか、地域包括支援センター、そういうところから連絡を受けて相談に来た方もいますし、そのほかにもハローワークとか民生委員の方が相談を受けてこちらにつながってきたという形はあります。

いずれにしても、その部分とは情報を共有しながら相談に応じているところであります。

○中村（岩雄）委員

今、具体的な数字もいただきましたけれども、その中ですぐ解決する問題はいいとして、どうしても長い時間をかけて対応しなければならないというような方もいるのだと思うのです。そういう方々がたぶんプランを作成することになるのだと思うのですけれども、そのプランの中身について、どのようなことをやられるのかについて説明していただけますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

まず、自立相談支援事業で相談を受けますと、相談員はこの相談者が抱えている問題というのを、アセスメントで分析します。そして、どのような支援が必要かというのを、たるさぼ内部で検討します。そしてプランが必要かどうかということをお話しして、プランが必要だということになりましたら、本人の同意をまずとります。そして関係する部署あるいは関係機関の方が集まって、支援調整会議というものを開催します。この支援調整会議で、こういった形でこの人に対してプランをしていきますよという方向性を示しまして、そこで決定しましたら、市の決定としてプラン作成という形になります。今度は、それに基づいて支援を行う。その間に、随時、関係機関との情報共有もそうですし、そのプランが正しいかどうか検証もしているという形でございます。

○中村（岩雄）委員

これは長く継続する場合に、そのプランを作成することなのですね。

今、例えば新規相談数は、昨年12月までで201件ですか。それからまた時間がたって今3月ですので、たぶんまたさらに数字が変わっているとは思いますが、これが一番多いと。これらの方々が、例えば、どこかへ就職できましたと、終了しましたという話が、その後もいろいろなケースがあると思うのです。その辺の追跡調査のようなど、その後のことまで見守りといいますか、そういうケースも結構あるのではないかと思います。その辺の状況について説明していただけますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

まず、就労の相談に来た方なのですけれども、もしこの方が本当に就労だけの相談であれば、ハローワークに行

けば済む話なのですが、たるさぼに来る方というのは、相当生活がせっぱ詰まっているとか、あるいはほかにも問題を抱えているという方が多いのです。たるさぼでも、就労についての情報というのは入手することができますので、本人に合った就労先というのを探して情報提供、場合によってはハローワークを通して就労することもありますし、非常にせっぱ詰まっている方に関しては、こちらから直接企業に頼み込んで、例えば給料を週払いとか日払いでの採用をお願いしたりとかということもしています。

そして、就労したから終わりということではなくて、就労しても、そういった方というのはなかなか仕事が長く続かない場合というのがありますので、必要に応じて会社あるいは本人とも連絡をとりながら、仕事を継続できるように支援を行っているところであります。

○中村（岩雄）委員

かなり後のケアもというか、見ながらやっていращやるといことなのですね。

一つわからないのは、先ほどの相談支援員の活動の取組の中で、社会資源の活用を含む包括的な支援というのがあるのですけれども、これはどういうことなのですか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

この制度に当たって、国では社会資源を含む包括的な支援というような表現をしているのですけれども、ここで言う社会資源というのは、ほかの制度とかあるいは人材、資金、技術、知識を総称しているということなのです。ですから、相談を受けたときに、我々がそういったほかの制度とか、あるいはほかの関係機関といかに連携しながら支援していけるかという部分が社会資源ということで、包括的な支援というのはどうしても現在の市の相談受付窓口というのは、とある制度に特化した窓口となっていますので、例えば障害のある方は障害福祉課の窓口、だけれども同じ世帯で障害のある子供と介護が必要な親を抱えている場合、そういう場合に両方の問題というのを一つの窓口では解決できないということで、それはたるさぼで受け付けているわけなのですけれども、そういったことで、制度のはざまに陥ることがないように広く受けて、多様な問題に対応していけるような形で支援していくと、それを包括的な支援というふうに表現しております。

○中村（岩雄）委員

今、もう少しで1年が来る中で200件、あるいは今3月ですので、もう少し多いのか、二百何十件かになっていると思うのですけれども、そもそもこの制度の対象となり得るといことか、小樽市内に潜在的にどれぐらいの人がいると見ていますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

生活困窮者に対して調査というのはいできないものですから、具体的な数字というのはいはつきりとは示せないです。ただ、本当に大ざっぱな目安としては、厚生労働省が2012年の国民生活基礎調査というので相対的貧困率というものを算出しています。これは日本全国での話なのですけれども、相対的な貧困状態にある方が16.1パーセントとされています。

小樽市での生活保護受給率というのが約4パーセントですので、これからすると生活保護受給者の約3倍の生活困窮者がいるのではないかというふうに考えられます。生活保護受給者はおよそ5,000人ですので、生活保護を除く困窮者は1万5,000人ぐらいいるのではないかと。これはあくまでも国の数字を基にした大ざっぱな数字ですので、細かい数字になると、もっと多いとかということはあるのか、これはわからないところでございます。

○中村（岩雄）委員

大体それぐらい、1万5,000人ぐらいはいのではないかということ、そういう方々がいろいろなケースの場合に、たるさぼを訪れる可能性があるということなのですね。1年間やってみて、今後のいろいろ課題はあると思うのです。その課題を解決するために、今後どういう取組を考えていращやいますか。この辺の予定がありましたらお示しいただけますか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

今、一番大きな問題として考えているのが三つありまして、一つはやはりその生活困窮者の把握です。もう一つは、生活困窮者の自立支援事業に理解を示して、困窮者を受け入れてくださる企業の開拓です。これは一般就労とはまた別に、先ほど言ったような例えば週払い、日払いなども含めて、あるいは満度といいますか、フル稼働できないような方を、広く、温かくといいますか、受け入れてくださるような企業の開拓です。あとはやはり関係者のネットワークづくり、これが今一番の課題かなというふうに考えています。これについては、例えば周知活動続ける、あるいは企業開拓を独自に、あるいは市のほかの部署と連携しながら開拓していく、それとネットワークについては、市を中心に声かけしながら、何らかの形で結果を出していければなと思っております。この三つの課題についてそれぞれ取り組んでいきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひお願いしたいと思います。それから、任意事業ではありますけれども、例えば、先ほど最初に説明いただいた一時生活支援事業ですとか、家計相談支援事業、それから学習支援事業というのがあります。この辺もその対象となる方々が恐らく相当いるのではないかと思うのですが、ぜひこの後の平成27年、28年以降のその事業の検討の中で、その辺もやっていただければと思うのです。最後に、たるさばがやはりそのネットワークのかなめになっていただくということが大事かと思うのです。今、まちもこういう状況にありますので、ぜひその辺のかなめづくり、ネットワークづくりの、もういろいろなところと連携しながら協力体制をつくっていくと、それが引いてはそういう市民のためになっていくということですから、ぜひひとつ御努力のほどよろしくお願いしたいと思います。

最後に一言決意のほどを。

○（福祉）生活サポートセンター所長

今、委員からネットワークづくりについてのお話ありましたが、これまでもいろいろと制度の説明とかで市内の関係機関とお話合いをする機会があるのですが、やはり今まで幾つもネットワークと呼ばれるものはあるのですが、なかなか同じようなメンバーで機能していない部分があるということで、もっと本当に効率的に動けるようなネットワークづくりをしてほしいという意見というのは出ております。やはりそれをやるには、市が中心でないとまとまらないという話です。

たるさばは、市だけではなくてほかにも社協とかそういうところの複合体といいますか、共同体になっていきますので、まさにそういう仕事をやるのには一番いい形なのかというふうに考えています。何とか、いつまでできるということは断言はできませんけれども、平成28年度に向けて少しでも早目に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

◎男女共同参画社会実現について

そうしましたら、次に、男女共同参画社会の実現に向けて何点かお聞きしていきたいと思っております。

まず、現在の小樽の状況がどうなっているのか、小樽市の取組がどうなっているのか、具体的にいろいろやっていらっしゃると思っておりますけれども、説明をお願いいたします。

○（生活環境）男女共同参画課長

小樽市の男女共同参画に関する取組について、主な事業を8点ほど説明させていただきます。

まず一つに、男女共同参画情報誌ぱるねっとの発行があります。これは年1回5,000部発行しているものですが、女性の活躍に関することやDVなどの暴力に関すること、男女共同参画基本計画に関することなどを掲載し、市民への情報提供と意識啓発を行っております。

2点目、小樽経済センターを会場に講演会を年1回開催しております。今年度はノンフィクション作家でありエッセイストの小樽観光大使の千石涼太郎氏を招き、「ホスピタリティ（心からのおもてなし）でより良い職場と社

会をめざそう！」というテーマで行いました。

3 点目は、男女共同参画セミナーです。こちらも外部講師を招いてグループ討議を含む 3 日から 4 日間の日程で学習会を、意識啓発と女性リーダーの育成を目的に行っております。今年度のテーマは防災について行いました。

4 点目は、パネル展の掲出です。これは長崎屋 1 階の公共プラザとウイングベイの 2 階、それと市役所 1 階の渡り廊下でそれぞれ 1 週間ぐらいつの掲出を行っています。今年度はグラフで見る男女共同参画をテーマに、市の審議会への女性登用率を含め、市議会議員や市職員あるいは町会や P T A における女性の割合などを図にして掲出いたしました。

5 点目は、小樽市職員に対し、上級研修や新任監督者研修において、主に小樽市第 2 次小樽市男女共同参画基本計画について 1 時間程度の講義を行っています。

6 点目は、「小樽の女性と男性」という冊子を作成し、人口の男女比や市議会や市職員、教職員や P T A における男女比などのデータを掲載したものを作成しております。

7 点目は、女性相談の窓口について周知ということで、市内の公共施設や主なスーパーのトイレを利用して、窓口設置について小さなカードを設置しています。それと情報誌ぱるねっにも女性相談について掲載しております。

8 点目は、市の審議会や協議会などへの女性登用について、担当各課へ文書にて依頼を行っています。

○中村（岩雄）委員

これはいろいろ啓発しながらいかなければいけないということで、時間をかけながら少しずつということになるかと思うのですが、法律、国の動きも平成 11 年の男女共同参画社会基本法が制定されてから、男女雇用機会均等法ですとか、育児・介護休業法、それから次世代育成支援対策推進法だとかと、もうずっとやってきたのですけれども、それにもかかわらずなかなか昔ながらの男女間の意識というのか、打破できない部分があるということで、昨年 8 月にそういう状況を受けて女性活躍推進法というのができたわけです。そういった国の動きはどうですか、具体的な動きがもしありましたら、紹介していただきたいのです。

同じように北海道がどのような動きをしているのかというようなところも、わかればお知らせください。

それから、国内でいろいろ、あちこちでいい活動されているところもあると思うのです。そういうところも、もし参考になるようなところがありましたら、何点かでもどういう活動をされているのか紹介していただければと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

法律的な部分ですけれども、昨年 8 月に女性活躍推進法が成立しまして、この 4 月から実施されることになりました。法律の概要ですけれども、法律の目指すところは、結婚や出産、子育て、介護など、家庭生活を大切に作る働き方に理解を求め、男女ともに仕事と家庭生活を両立できる社会の実現ということになっております。そのためにいろいろな取組がされてきましたけれども、それを一歩踏み込んだ総合的な枠組みを構築する、検討するという内容になっております。

内容としては、国や道、市町村という地方公共団体と民間の従業員 301 人以上の民間事業主が、自社の女性の活躍状況を把握し、状況分析を行い、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定を義務づけるものであります。

小樽市におきましても、ただいま 4 月から試行ということで総務部職員課を中心に、行動計画を作成しているところでございます。

それから、国の動きとしては、毎年なのですけれども、6 月に男女共同参画推進週間というものをやっております。小樽市では、それと共同したような事業はただいまは行っておりません。

道では、道立女性プラザをかかえる 2・7 に設置しておりますので、そこでの事業についての情報提供がございました。それにつきましては、小樽では関係団体、女性団体などに情報提供を行っているということでございます。

それから、市の関係団体についてですけれども、小樽市男女共同参画推進協議会というものを設置しております。

こちらでは民間の 5 団体、それから個人会員も含めて、男女共同参画の趣旨に賛同する方々の集まりということで、男女平等参画推進講演会も市との共催で行っております。その他情報交換の集いなど、情報交換の場を設けたり、こちらが会議の中で、役員会の中で、意見聴取をしたりしております。

それと、第 2 次男女共同参画推進基本計画の策定ですとか、推進状況については、男女共同参画推進市民会議というものを設置しております。学識経験者、各市内の団体からの推薦、それから市民公募などの委員 17 名でもって、市から情報提供したり、委員から情報をいただいたり、計画の策定や推進に関して意見聴取の場というのを設けております。

○中村（岩雄）委員

いろいろ活動はされているというのはわかりました。ただ、残念なことに世界の中での日本の位置、ジェンダーギャップ指数というのがあるはずですが、その辺の日本の位置というのは、必ずしも先進国としての上位にはないのではないかと思います。世界の中でどの辺に位置しているのか。どうしてそういうことになっているのかというのがわかりましたら、お答えください。

○（生活環境）男女共同参画課長

ただいま御質問のありました世界での日本の位置ということなのですが、毎年、世界経済フォーラムが、ジェンダーギャップ指数を発表しています。これは男女の格差について指数で示したもので、直近のデータですと、2015 年なのなのですが、世界 145 か国のうち日本は 101 位という結果になっています。昨年は 104 位でしたので、三つ順位を上げたという状況です。

この指数は、女性の地位を経済、それから政治、教育、健康の 4 分野でそれぞれ数値化しまして、総合で 101 位となっております。

日本が下の方の順位という要因としましては、まず政治の分野ですが、女性の議員が少ないという状況、それから経済の分野において男性との賃金格差が大きいというこの二つが要因で、そのような順位になっているというふうに分析されております。

○中村（岩雄）委員

残念ながらまだそのぐらいの位置にいるということなのです。これは時間がかかるというふうに覚悟して、やはり長く腰を据えながらやっていかなければ、これは男性も女性もそういう意識でやっていかなければいけないのだらうと思うのですが、この昨年成立した推進法が、来月から施行になりますよね。また一つのいいきっかけかなと思うのです。市においては一般行政職における女性管理職の割合が 3.4 パーセントから 5.3 パーセントになっていると聞いています。そういう御努力が少しずつ実を結んでいるのかなとは思っています。ぜひそれに弾みをつけて頑張っていたきたいと思うのです。

今日は総務部がいないので聞けないのですが、この辺の女性登用の問題などがあると思うのです。ですから、その辺はぜひ庁内でもいろいろと意見を交換しながら進めていただきたいと思います。

そういう点からして、今後の事業予定などがありましたらひとつ紹介していただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

平成 28 年度において一つ新しい事業がございます。28 年度においては、男女共同参画に関する市民意識調査としてアンケートを行う予定であります。この市民意識調査は、前回は 23 年度に行いました。その調査結果を踏まえて、現在の第 2 次小樽市男女共同参画基本計画を策定いたしました。その前回調査から 5 年たつ来年度なのなのですが、中間値をはかるという意味で、計画の中で成果目標として掲げている項目、例えば家庭生活で男女平等となっていると思う人の割合ですとか、男女が育児休業をとることは家族として当然であると思う人の割合ですとか、こういったようなことについて、どのぐらい意識が進んだのかわかるような質問を設定して行う予定であります。

○中村（岩雄）委員

ぜひ頑張ってください。よろしくお願いいたします。

○委員長

新風小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6 時09分

再開 午後 6 時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○山田委員

市民の声を御紹介いたします。

先週の予算特別委員会で、市長は若輩で未熟という言葉を使いましたが、市長就任1年が過ぎ、もう新人としての甘えは許されません。これはある市民の方から強く指摘がありました。また、ある老人クラブの女性の方からは、市長は今年いっぱいやめるのかということを問われました。これは、市民意識が低下し、森井市長の下では希望が持てない不安の表れではないでしょうか。お答えは要りません。質問に入ります。

◎おたるドリームビーチ周辺とサンセットビーチ銭函周辺について

まず、おたるドリームビーチを含めて周辺の海の家の除去状況についてお聞かせください。また、下手稲通から銭函駅にかけて、道路が新設され、新しくなるというふうに聞いております。今後、この道路が整備されることにより、周辺には住宅建設が予想され、多くの住民が生活することと思っております。この道路周辺の上下水道整備について、お聞かせください。

○（建設）建築指導課長

私からは、おたるドリームビーチについてお答えいたします。

ドリームビーチの違反建築物、海の家の除却は完了しておりますが、海岸保全区域の占用許可について北海道に確認したところ、ドリームビーチ協同組合が設置した車両進入防止用のコンクリートブロック等が残っているため、北海道が撤去を指導中であると聞いております。

また、今月から同組合がその撤去作業を開始しております。

○（建設）池澤主幹

私からはサンセットビーチ銭函及びその周辺の建物について報告いたします。

平成27年7月9日に合同パトロールを実施いたしまして、海の家、コンテナ、物置等を含め61棟確認しております。平成28年2月末で現在55棟となっております。

○（水道）管路維持課長

下手稲通からの道路整備に関する上下水道についてのお答えでございますが、この区間につきましては、下水道につきましては、平成5年度にもう既に整備済みでございます。上水道につきましては、現在整備されておられませんので、今後土地利用状況を見ながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

◎町会管理の街路防犯灯について

町会管理の街路防犯灯について、項目ごとにまとめてお聞きいたします。

最初に、昨年の町会申請状況の件数と街路灯数、町会への 6 割の補助金総額、それと一昨年と昨年の補助金額から、どのような状況が読み取れるのか、まずこの点について御説明願います。

○（建設）庶務課長

ただいま街路防犯灯にかかわる質問がございました。

初めに、平成27年の町会等の申請状況の件数、それと街路灯の灯数についてお答えさせていただきます。

27年4月1日現在で182団体を、小樽市としては対象団体として掌握しておりました。その後、さまざまな調査を加えまして、追加団体として9団体、それと市営住宅の自治会の9団体が除かれるような形になります。それと既にLED化などを実施して対象とならない団体が14団体ございまして、合計で168団体、これが3月11日現在の対象団体ということで、小樽市としては押さえてございます。

それで、申請いただいている団体につきましては、現在167団体の申請をいただきまして、そのうち今年度に申請いただいた改良の灯数でございますが、3,814灯でございます。そのうち撤去する灯数が42灯ということになってございます。

続きまして、町会への維持管理費の助成金の関係でございますが、町会等が加盟している街路防犯灯組合連合会から申請をいただきまして、その申請額の約6割を助成するような形になっております。27年度の助成額につきましては6,128万375円となっております。

それと、一昨年、昨年からの補助金額からのどのような状況が読み取れるかという御質問がございましたが、一昨年となりますと、26年のお話になろうかと思えます。26年度と27年度の電気料金の計算の方法が違いますし、あわせて申請期間が9月から翌年の8月までという形になっておりますので、これにつきましては27年度と28年度の予算算定の内容でお答えをさせていただきたいと思えます。

28年度の算定予算でございますが、予算額につきましては5,854万円を予定してございます。27年度の予算額につきましては6,640万円ということで、その差が786万円ほどとなっております。昨年は3分の1の街路灯を対象に助成してございますので、一定程度の電気料金の削減効果が表れているのかというふうに思っております。

○山田委員

私のいる町会も、一昨年から10万円ぐらいの削減効果となっております。大体そのような状況かなと思えます。これについては、また来年もされることですから、そのときまたお聞きしてまいります。

それでは、2番目の質問です。

今年6月までの申請状況、現在のLEDの申請状況、この昨年申請した町会が提出した書類で、通常のこの手続と今年の2年目の申請手続の注意点はどのようなところで違ってくるのか、まずそれが1点。それと、昨年申請したが、今年設置を予定している町会、街路灯数、内容についてお示してください。

そして、今年も予算が計上されていますが、この予算計上で補正などしなくても大丈夫なのか、その点をお聞かせ願いたいと思えます。

○（建設）庶務課長

ただいま、平成28年度の申請状況についてのお尋ねが3点ほどございました。

まず、昨年申請した町会が提出書類で通常の手続と2年目の申請の注意点についてはどうかということですが、申請に必要な書類等につきましては、2年目ということもございまして、昨年の計画書を提出いただくときからは、若干ではございますけれども申請書の様式が少なくなっております。申請に係る注意点につきましては、昨年とは大きな違いはございませんが、まず町会の皆さんに実施箇所を十分把握していただきたいということ、それとあわせまして、業者から見積書を徴取して契約されると思うのですが、金額についてはいろいろと大きな幅がございます。今年度御案内するときに、昨年度実施した工事費の平均額を出しまして、各町会に御案内を差し上げておりますので、こういったものを参考にしながら、契約するときの金額につきましては、十分検討いただきました。

いといったことで御案内を差し上げているところでございます。

それと、昨年申請したが、今年度予定している町会、該当数、内容についてでございますが、まず28年度対象となる町会等につきましては131団体でございます。申請を予定している計画灯数でございますが3,839灯ということでございます。その内訳といたしまして、まず街路灯の灯具を更新する、これにつきましては3,818灯、それとあと不要な街路灯を撤去することにつきましては21件というような状況になっております。

それと、予算の補正の件でございますけれども、これにつきましては27年の計画書を各団体から出していただきまして、各28年度、29年度に実施する計画灯数は押さえておりますので、それに基づき予算を算定しているという状況から、当初予算の計上、これが十分間に合うものと判断してございます。

○山田委員

それでは最後に、来年設置が終わるこのLED街路灯の費用なのですが、この中心市街地や海岸部など地域によっては経年劣化がたぶんされると思います。私の町会では海に近いからたぶん早く壊れるだとか、まち場はそういう害もないので結構長くもつのかなという気が私はしています。そういった情報管理をどのようにするのかお聞かせの上、このような情報を基に今度は更新計画、たぶん10年だとか15年だとかそういうスパンになると思うのですが、その計画をどう考えているのかを聞いて、質問は終わります。

○（建設）庶務課長

ただいまの経年劣化等の情報管理等につきましては御質問がございましたが、まず、当職といたしまして地域によって経年劣化、この状況については何らかの違いがあるというふうに考えてはございますが、現状ではそのデータ等について把握していないような状況でございます。今後、各町会に調査等を行いながら何らかのデータはとっていきたいと考えてございます。

また、今後の更新による助成などの計画でございますけれども、LEDランプの寿命というのは、約6万時間といわれてございます。そういったことを考えますと、今回平成27年から29年まで一斉に交換するというところで、38年ころにはこの寿命を迎えて改めて更新する時期のものが来てしまうのかというふうに想定されています。そういったことも踏まえまして、今後の助成計画等も含めて考えていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

◎ホームページの内容に注釈を加えることについて

まず、先ほどの議論を踏まえまして、1点伺いたいことがございます。

先ほど、公明党の秋元委員の、市のホームページについての質問の中で、言論統制ではないかという議論があったかと思えます。これについては、市長は、先ほど言論統制に関する定義を打たれながら、その点是否定されましたけれども、その後の対応で、ホームページに注釈を加えると。当初は記述の内容を変更するというお話だったと思いますが、それを注釈を加えるというようなこととお話があったかと思えます。これについて、なぜ注釈を加えるというような変更になったのか、あるいはそういう状況であれば、ホームページの変更というものが、いわゆる言論統制であったり先ほどの改ざんであったりというお話に当たるのか、そういう御認識なのか、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

○総務部次長

まだ直し方については、市長から答弁しているように、今までの方法を鑑みながらしかるべき方法で直すということで答弁させていただいておりますので、注釈をどういう形で加えるか、どのような形で直すかは、お時間をいただいで検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

この件に関しては、明日以降の予算特別委員会もありますし、総務常任委員会等もありますので、そういったと

ころでまたいろいろ伺いたいと思います。

◎小樽歯科衛生士専門学校について

まず、小樽歯科衛生士専門学校についてであります。今定例会の私の一般質問で、歯科衛生士専門学校は、今、定員割れが続いて非常に存続が厳しい状況にあるという中で、この学校についての補助をお願いしたいというところを質問させていただきました。小樽歯科医師会に現状等を伺ってということだったのですけれども、この辺をもう少し深く掘り下げさせていただきたいのです。小樽市内にある専門学校は、看護学校が3校、それから歯科衛生士専門学校の1校のみということになるかと思えます。今、看護学校は3校あると思えますが、このあたりへの市の援助といえますか、助成について何か行われているのか、お答えください。

○保健所次長

市内の看護師養成施設に対する補助のお尋ねでございますけれども、本市といたしましては、小樽市医師会看護高等専修学校に対して補助をしております。

○中村（吉宏）委員

医師会の看護学校には補助されているということだと思います。こちらの歯科衛生士専門学校も、歯科医師会が運営をされていて、定員がなかなか充足しないというところで、非常に対応に苦慮されているところですが、不足分等は歯科医師会がそれぞれ皆さんで持ち寄ってというような形で運営を継続していきますし、今後もあと2年ほどは学生募集をして運営していくと、頑張っていくというようなお話も伺っているところでございます。

私、この質問を考えたときに、保健所が管轄されているということを知りませんで、教育委員会かなと思ったら、保健所が対応ということのようだったのですけれども、今後において非常にこの歯科衛生士専門学校も学生の募集にも努力をされていらっしゃいますし、先ほど質問にも上がってございましたが、小樽の人口にもかかわってきます。小樽の人口といえますか、若い女性だけではなくて、男性の受入れもしておりますし、一度就職された方の再就職等の受入れなども行っていくということですので、改めてしっかりと御対応いただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○保健所次長

今のお尋ねでございますけれども、小樽歯科衛生士専門学校については、このたび自民党の中村吉宏議員の一般質問で初めて我々も状況を若干把握した程度でございます。したがって、その市内歯科医療機関の歯科衛生士の需要といえますか、それと学校の存続の関係とかにつきましても、改めて歯科医師会にお伺いしまして、どのような課題があるのか、どういった形が歯科医師会としての希望なのか、まずはお話を伺いまして対応してまいりたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

ぜひともお願いしたいと思います。なお、この件に関しては、自由民主党に政策要望として挙げられたもので、1月に市長宛てに手交させていただきました自民党の政策要望にも入っておりますので、ぜひともしっかりと取組をいただければということをお願い申し上げます。

◎市道東通線について

次に、市道東通線について質問させていただきます。

以前の議会の中でも、市道東通線で道路が都市計画の状況になっていて、その土地の払下げを希望する市民の方がいらっしゃるという状況があったということで、この対応をお願いしていたところですが、都市計画に関するいろいろな状況があって、すぐには変更できませんというお話でしたが、この点について何か進捗、進展があるかどうか、まずお答えください。

○（建設）都市計画課長

昨年第3回定例会の予算特別委員会で御指摘いただきました事項がございましたので、東通線につきましては、

現在、降雪前の時期の現地の調査と冬季に入ってからからの現地の状況を確認しているという段階で、まだ現在進行形でございます。

現時点までにわかりましたことといたしましては、山田町、東雲町からの人、車の流入といったものがありまして、稲穂小学校、花園小学校、菁園中学校への通学、それと通勤といった形で利用されているということがわかりました。また、車の話も先ほども出ましたけれども、国道 5 号の裏道という形で利用されているということもありまして、タクシーなどの業務車両の通行が本当に思ったより多く見られてございます。あと冬になってからなのですけれども、今年は雪が少ないということもあって、今後もまた確認が必要なかもしれませんが、路肩の堆雪によりまして、やはり車道幅員が少なくなっておりました。歩行者が車道を歩いていたりですとか、対面通行する区間もございまして、そこについては部分的に車両の交差ができないという形で、譲り合いをしながら対応しているといったことが見られましたということを確認しております。

○中村（吉宏）委員

今、御報告いただいた件ですけれども、私の知っている限りあの市道東通線については、そういった事情というのは、ここ 1 年、2 年の話ではなくて、ずっと以前からの状況だったのかなというふうに思っております。今、交通量が結構多いですというお話がありまして、今後においては何か例えば歩道を設けるですとか、道路の拡幅ですとか、そういったことは考えていくような方針があるのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

ただいま申し上げましたとおり、現状の把握を進めている段階でございますが、今後については、まず対応の方向性につきまして、まずは部内で調整をさせていただきたいというふうに思っております。

都市計画道路の整備につきましては、まちづくりの一環でもございますことから、もう少し総合的な視点の中で検討することも視野に入れて考えてまいりたいというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

状況はわかりました。今後のさらに検討が必要ということですが、あの交通量等に関したり、あるいはそのあたりの住民の方の要望等がない状況というのものもあるのかなというふうに思っているのですが、もし道路をつくるのであれば、あらかじめある程度そういったものは以前において策定されていなければならない状況なのかなと。もし、そういう状況がないのであれば、住民の方から希望が上がっていることもぜひ視野に入れながら検討を進めていただきたいと思います。

◎空き家対策について

次の質問に移らせていただきますが、空き家対策について質問させていただきます。

この空き家対策に関する件も、私の一般質問で取り上げさせていただきまして、今、第 1 回定例会の議案として上がってきているものがあります。空き家対策の事業費ということで予算案も上がってきておりますし、議案第 27 号には、小樽市空家等対策会議条例案という形で対策の条例案が上がってきているのですけれども、今、この条例案を見ていると、空家等対策会議を設置します、そういう内容になっているかと思えます。予算案を見ますと、市内に増加している空き家に対応すると、計画を策定したりとか実態調査というような項目で予算が上げられております。

私が一般質問で取り上げさせていただいた状況というのは、まさにいつ倒壊してもおかしくないというような、いわゆるもう天井が破れ屋根が破れ壁が壊れ、柱が曲がり、いつ倒壊してもおかしくない、あるいはそれが近隣の住居に悪影響を及ぼしかねないようなものについて、会議を待って、何か策定するのを待ってということでは遅いのではないかと問題意識から質問させていただきました。

現にこういう危険が存在する建物について、何か対応していただけないのか、お答えいただければと思います。

○（建設）川嶋主幹

今、御質問のありました、現に危険が迫っているという空き家に関しまして、一般質問でも市長からお答えさせていただきましたが、現状では、建設部内に空き家の窓口をつくって、現在 3 名でそういった危険なものについてはパトロールの強化、近隣からの情報収集を行いまして、あくまでも所有者がおりますので、その危険を最低限、最小限度守るためにセーフティコーンを置いたり、飛散防止の網をかけたというところでの対応を現状ではしているところでございます。

○中村（吉宏）委員

倒壊の危険性というところも、私、今、質問の中に含ませていただきました。倒壊となりますと、なかなか網かけでおさまるといってもなく、何か引っ張るですとか、あらかじめ重機とはいいませんけれども、何か潰していただくような、潰していったん危険がないような状況にさせていただくということも必要だと思っておりますけれども、そのあたりもう一步突っ込んだ御対応というのはいただけないのか、お答えいただければと思います。

○（建設）川嶋主幹

倒壊ということでございますけれども、私ども市内を把握している中で、その敷地内で倒壊、極端なお話ですが、人に影響与えないというのであればあれですけれども、これが道路に面して倒れてきそうですとか、又は隣の家等々に傾いてきているという状況は一部把握しておりますので、これについても、どの程度、もう倒壊ということになりますと、基本的に考えられるのは重機、ただ重機の入らないところもございまして、それは状況を見ながら、なかなか先ほども申しましたけれども、廃屋みたくなくても人の財産でございますので、必要最小限度の、できることであれば影響のないように押しつけるようなことは、現状でも考えている物件で、所有者に当たってというのは一つ二つはございます。

○中村（吉宏）委員

そういった緊急の状況には対応もというお話かと思っておりますけれども、今回、質問の中にも含めさせていただきましたが、高齢者がお亡くなりになって、その後、所有権を相続する方が見当たらないですとか、例えば本州にいらっしゃって、状況がわかっているというような状況であれば、まだ対応の仕方もあるかと思っておりますけれども、いわゆる相続後の所有者が不明であったりとか、その後、所有者自体が不明であるというような建物もあるかと思っております。またいろいろな事情で、本来所有者である方が対応できないような建物もあるかと思っております。それはそのまま経年放置をされますと、非常に危険なことになると思うのですが、こういったものについては、今後、審議会等、空家等対策計画の策定会議等で対応していくということでしょうかけれども、今、現実に危険があるような状況である建物については、何か方策を打っていただけないのかと思っておりますので、お答えいただければと思います。

○（建設）川嶋主幹

今年度、空き家の実態調査ということで、市内全域を対象にした委託調査ですが、やっております。3 月末に、その調査結果が出てくるということになります。それと、今定例会に提出させていただいております小樽市空家等対策会議の条例案によってその会議を立ち上げて、まずはスケジュール感としては平成 28 年度に小樽市の空き家対策の今後の指針となる対策計画を 28 年度中に策定すると。

それと、もう一つ大事なのが、今、委員が言われました危険な空き家、国では特定空家等という言葉を使っているのですが、こちらについてはその市内の全体の調査結果が出てきた中で、その結果を精査、分析して、危険な空き家なのか使える空き家なのかという分けをして、それと特定空家等に認定して、その後は国の特別措置法では助言、指導、勧告、命令という流れがありますので、今の事務方のスケジュール感としては、28 年度に計画の策定、そして 29 年度には何とかその特定空家等への認定というスケジュールを想定しているところであります。

○中村（吉宏）委員

今、スケジュール感のお話もしていただきました。将来に向けて空き家の対策として非常に重要な対応とは思

のですが、今、急を要するものについても、先ほどの御答弁では、状況確認をしながら御対応していただくという認識を私は持っているのですけれども、必要に応じて必要な対応をしていくということですので、計画策定の会議が構成されて実際に危険な建物が除却等々されるまでのタイムラグもあるかと思います。その間に、さらに今、経年経過して危険な建物がもっと危険になるという状況もあるかと思うので、このあたりは臨機応変にといえますか、市民の皆さんの要望等も伺いながら進めていただければと思いますけれども、最後にこの辺答弁いただければと思います。

○（建設）川嶋主幹

再度繰り返しになりますけれども、先ほども言いました、所有者がおられる場合、又は全員が相続放棄などをして所有者がおられない場合であっても、市が必要以上にすることはできないことですので、繰り返しになりますけれども、安全安心のために必要最小限度の緊急措置、安全措置については現場を見ながらやっていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

◎貸出ダンプ等除排雪について

次に、貸出ダンプ等除排雪に関する質問をさせていただきます。

まず、貸出ダンプの件なのですけれども、先日の無所属議員の質疑及び一般質問の件で、具体的な場所等の状況の指定もございました。この質問については、貸出ダンプで緑のという場所の指定があったかと思います。それについては私も実は業者の方から相談を受けるような状況もあったりということだったので、市長の本質間に対する答弁については、これはそれで申請をして実際対応をした業者の対応は特に問題はなかったというふうに認識をしております。

ただ、その再質問の中で、先ほど民主党の林下委員からも指摘がありましたけれども、何か制度の拡大解釈があるのですとか、一方が路線うんぬんというところで、何か制度的には変えていく必要があるのか何かそういうような御答弁だったというふうに記憶しております。

再度確認なのですけれども、その無所属議員の質疑の中で取り上げられた場所については、これは現行制度上問題は無いという認識でよろしいでしょうか。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプ制度の、今回の集合住宅にかかわる利用についてなのですが、現行、平成22年10月に貸出ダンプ制度を利用した排雪箇所の特例という運用方針を設けて、その中で二つ項目がございます。まず、一般的な道路における排雪箇所の特例、二つ目といたしまして、集合住宅の通路の排雪に係る特例というのがございます。

今回のケースにつきましては、この二つ目の集合住宅の通路等の排雪に係る特例、これに規定している内容に合致するというようなこともございまして、今回は申請いただいた部分については、排雪を認めダンプを配車したという状況でございます。

○中村（吉宏）委員

問題ないというような認識を再度確認させていただきました。

何でこういう混乱をしたかという、無所属議員の方の質問の趣旨というのが、どうやらいろいろ音声を取り取りとか確認をしてみますと、パトロールが必要なのではないかとということで、パトロールというのに関して、しっかりやっていくべきでしょうというお話の再質問について、市長は、貸出ダンプを認めていく路線をしっかり見直さなければならないというような答弁をされていらっしゃるのです。これは答弁が食い違っているかと思うのですけれども、どういう状況だったのか、どういう状況だったかというのは変な質問になってしまいますけれども、何で食い違っているのかというところを、いったん確認させていただきたいと思いました。いかがでしょう。

○建設部副参事

貸出ダンプの件でございますけれども、パトロールが必要だという意味は、例えば駐車場の雪を排雪していないかだとか、そういう意味合いでされていたものというふうに理解しております。それに対して、駐車場も含めてその貸出ダンプを認める場所、路線ということでございますけれども、貸出ダンプを認める場所についても見直し確認が必要だということの理解でございます。

○中村（吉宏）委員

今、パトロールというキーワードが出てきましたが、どうやらこの無所属議員の方も、いろいろパトロールに歩かされているというような趣旨で質問の中でお話をされていまして。パトロールをする中で、今回のその該当箇所について、駐車場の除雪、排雪を貸出ダンプで駐車場の排雪をしたのではないかと非常に疑わしいというようなこともございました。

私も実際現場を確認させていただいたのですが、特に何か持っていったというような形跡もないですし、業者にも直接聞きました。実際に貸出ダンプを使って駐車場の雪を排雪したのか。これはもう業者もそのようなことはしていません、ルール違反になるのでしていませんと、明確にきっぱりと答えられておりました。こういう何か疑いがあるというような表現をされているところで、何でかという、このパトロールがきちんとなされていないのかというようなことが、彼にしては疑問になったと思うのですが、実際このあたりはどうなのでしょう。平成27年度の除雪の予算で、パトロールに関する予算づけもされているかと思いますが、パトロールの実態というのは、どのようになっているのでしょうか、お答えください。

○（建設）庶務課長

平成27年度から貸出ダンプの実施箇所は、全箇所を平日は2班体制、休日につきましては1班体制で確認する形をとっています。たまたま今回、この集合住宅の場所につきましては、まず順番というときに既に終わってしまっていたという状況だったのですが、私がおのあと現地を確認させていただきました。委員がおっしゃっていたように、駐車場の雪につきましてはそれぞれ単独でそれぞれ車の所有者が後ろに雪を押しつけていたというそういったものを確認させていただきましたし、指定されたそれ以外の駐車場となっていた箇所については、ここは排雪しないという形になっておりましたので、それは十分守られて排雪が実施されたというふうに私は確認いたしました。

○中村（吉宏）委員

今そういった状況が一つありました。

もう一点気になることがありまして、除雪に関して業者目線ではなくて市民目線というようなことも質疑の中にありました。実際に業者目線、市民目線という目線が、どういうことなのかというのを私なりに思うのですが、J V編成のとき、昨年秋に、J Vの編成要件を1ステーション2社以上から4社に変更したというシーンがあったと思います。そのときに4社以上に変更して、その理由として1社でも多くの会社に除雪に携わってほしいのだという市長の思いも伺いました。

この市民目線、業者目線という問題の組立てというか、そういう目線を踏まえて、業者も市民ですし、除雪を実際に要望する方たちも市民だと私は認識をしています。業者にとっては、この冬のなかなか建設事業が少ない時期にあっては、やはり総合除雪の収益というのは、会社やそれから社員の皆さんを生活させていくのに非常に重要な財源にもなっていくのだろう、これはその作業の結果、市民の方の通行の便を確保していく、そういうような循環になっていくのだろうという認識があるのですけれども、ここでお伺いをしたいのですが、実際に業者のための除雪ですとか、業者目線の除雪といったときに、何か業者が悪者になってしまうようなイメージがあるのです。除雪をすれば業者がもうかるから、でもその半面市民の方は通行の利便性をしっかり確保できることになる。こういったことを考えると、今年も4社J Vにそうしたいと市長はおっしゃっていますが、貸出ダンプ制度にしる、総合除雪にしる、実際に除雪を巡って業者に依頼をしなければ成り立っていかないわけですよね。この業者目線と

いうところを指摘している無所属議員の質疑を踏まえて、実際に業者と除雪と申しますか、業者がその除雪を行うことによる市民の利便性確保というところと、それから除雪業者が利益を得ることについて、市長はどのような認識をお持ちなのか。もう一回、業者のための除雪、市民の目線の除雪、こういう問題があるとして、やはり業者がいなければこの小樽市の除雪は成り立たないと思います。なので、市民のための除雪に業者は必要だと私は思うのですけれども、その辺業者というのは必要になってくると思います、これが1点。どのような認識をお持ちなのか、業者というものに対して、今回いろいろなことがありましたけれども、除雪に対する業者への認識。

それから、4社構成にしますということですが、実際に4社構成にした場合、新しく参入する業者に対して、その育成をしなければならないということも、市長はおっしゃっていたかと思えます。この育成というのも、では、その育成については誰が負担していくのか、費用的なものです、技術的なものあるいは機械の部分かもしれません。そういったものを継承させていくための費用というものは、どういうふうと考えていらっしゃるのか、この2点を質問とさせていただきます。

○市長

前段の質問についての答弁をさせていただきます。

業者がいないと成り立たないのではないかというお話だったかと思えますけれども、おっしゃるとおりで、現在、市として直営で除排雪業務を行っておりませんので、今、民間の方々のお力で、特に地域総合除雪、貸出ダンプ、ほかにもいろいろありますけれども、まずその取組においては非常に重要だというふうに思っております。

公共事業に取り組んでいただきますから、やはり業者の方々に、いわゆる市民の要望であったり、又は期待であったり、取組であったり、そのような思いがたくさんあるというふうに思いますので、業者の方々にはそういう視線を行政とともに受けて、その改善に向けて一緒に取り組んでいただきたい、そういう思いを持っているというのが私の認識でございます。

○建設部副参事

私から、業者の育成ということでお答えさせていただきます。

多くの業者に携わっていただきたい、それは将来の小樽市の除排雪体制を見据えての方策でございますけれども、市内の業者にヒアリングすると、オペレータの高齢化などが進んでくると、そういう中で、そういうオペレータの確保、それから技術の継承、その辺が課題になるというふうに認識しております。

今後の方策としては、他市の事例などを参考に研究してまいりたいと思っておりますけれども、具体には除雪作業の講習会などが考えられるのかと思えますし、そのほかにもいろいろな方策が考えられると思えますので、早い時期から除排雪作業にかかわる業界関係者の皆様に御意見等も伺ってまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

市民と申しますか、業者に負担を何かお願いするとかそういったことではないということではよろしいですか。市民ではなくて業者へ負担を強いるということではないのですか。

○建設部副参事

市民が業者に負担、何か……

（「今何かやろうとしている施策についての費用」と呼ぶ者あり）

業者の負担にならないかということですね。小樽市として考えていかなければならないということだというふうに思っております。除排雪作業については、市民の皆さん、それから業者の皆さん、それから小樽市、この三者が連携、協力していくことが必要だと考えておりますので、その費用の負担というのは将来的な話になるかもしれませんが、それはその三者の中でどういう費用を負担していくかということは、連携、協力の中で判断していくものだというふうに考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

市長が退室されますので、少々お待ちください。

(市長退室)

○委員長

それでは、共産党の質疑に移します。

共産党。

○高野委員

◎議案第45号「小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例案」について

議案第45号について質問いたします。

石狩市でも釧路市でも、野良犬などを確保するには必ず職員が調査や立会いの下、行わなければならないと記載されておりますが、小樽市は市長が指定する職員に捕獲させることができるとしていた条例は、なぜ指定職員又は捕獲員と一部改正をしたのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

ただいまの質問についての回答ですけれども、平成28年度から保健所での動物衛生業務の一部、犬の捕獲業務等については民間の事業者へ委託したいと思っております。市内で飼い主から離れている等の野犬の捕獲につきましては、これまで市の職員が実施しておりましたが、この範囲を広げまして、市長が適切と思われる民間事業者に捕獲業務を委託できるようにするために、今回の条例の一部改正を提案しているものでございます。

○高野委員

道内10万都市で犬を捕獲する際、民間に委託をしている都市はほかにあるのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

保健所で2年ほど前からこの業務についていろいろ検討しているところでございますけれども、2年前の調査の時点では、10万以上の都市で犬の捕獲等の業務を委託又は委託を予定しているところはございませんでした。唯一人口約5万人の登別市で委託しているということを把握しておりまして、そちらからはいろいろと情報をいただいているところでございます。

○高野委員

なぜ、今まで職員が行っていたのに、委託をする必要があるのでしょうか。また委託ではなく新しい職員を配置するという検討はなかったのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

当然、保健所でも職員を採用して、今までどおり直営でやるということも検討してございます。こちらの委託業務を選択したという理由でございますけれども、職員を採用して業務をやりながら育成していくというこれまでの選択肢につきましては、現代では野犬もほとんどおらず、また年に数回大型犬の捕獲等はございますけれども、そういった回数非常に限られている中では、職員を育成していくには非常に時間がかかるものと考えております。それよりは専門知識とか技術を最初から持っている事業者をお願いすることで、市民サービスの維持が図れるというふうに思っております。

また、現在もなかなか捕まらない犬の場合には、職員がおりを仕掛けておりますけれども、こういった場合には非常に時間がかかっておりますが、こういった知識を持っている事業者をお願いいたしますと、そういった捕獲についての、野生動物の捕獲についての免許を持っている方が今度実施していただきますので、そういった部分については時間の短縮が図れまして、市民サービスの向上が図れるかと思っております。

もう一点ございまして、捕まえた犬を、犬管理所というところに持って行って管理するわけでございますけれども、そちらも平成28年度からは委託したいと思っております。こういった捕まえたりだとか、犬の世話、管理をするという部分については、民間活力を活用いたしまして、できることは民間にお願いして、その後の例えば捕まえた犬の飼い主への指導など、市民に対する動物に関する適正処理についての啓発等の部分については、保健所職員がやっていくというような業務のすみ分けをやって、効率化を図り、動物に関する小樽市の適正化が進んでいくものというふうに考えておまして、この市民サービスの向上維持と動物に関する適正処理について進んでいくのではないかという、この2点を考えて、今回の民間事業への委託というような選択肢を決断しているところでございます。

○高野委員

私が心配しているのは、委託後は委託側に業務の責任を負わせるということが心配なのですが、そちらはないということなのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

犬の捕獲の場合ですと、危機管理の部分もございまして、これまでですと警察だとか市民の方からまず第一報が保健所に入ります。これは委託後も同じような状況で情報が入りまして、その後、保健所から業者に捕獲をお願いする形になります。その部分はそれで終わりということではなくて、実際に犬が捕まったかどうか、中には昨年であれば大型犬が複数一度に逃げたというケースもありますので、実際に捕まえたかどうかについてはきちんと保健所が把握して、場合によっては警察だとか、また保健所の職員が現場に行くこともあるというふうに考えております。

また、その後、捕まえた後も、その捕まえた犬の飼い主に対する指導だとか、あとはその捕まえた犬の健康状態かどうだったかにつきましては、獣医が確認した上で、その後の管理を委託する市民団体につなげたいと思っておりますので、全く委託ということではなくて、今後も保健所が責任のある部分についてはきちんと管理しながら業務を進めたいというふうに考えております。

○高野委員

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスの事業について質問したいと思います。

対象者の利用実態など把握するために、利用実態調査を159万1,000円の予算が提示されていますけれども、今回利用実態調査などはどのように行うのか、御説明をお願いします。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいパスの利用実態調査の概要というふうなお話でございまして、私どもは、今後、ふれあいパス制度を維持するための必要な見直しを行うということでお話をしておりますが、そのための基礎資料や参考資料、こういったものにするために2種類の調査を行う予定でおります。

まず一つ目が、事業対象者、ふれあいパスを実際にお使いになる皆さんですけれども、3万5,000人が対象ですが、このうちから2,000人を抽出した利用実態の調査、それからもう一つ、事業対象外、実際にお使いではないのですけれども、他の年代層にこの皆さんに20歳から69歳の皆さんですけれども、約7万4,000人を対象に2,000人を抽出して、ふれあいパス制度に対する意見を聞く調査の2種類を考えております。

○高野委員

使用者3万5,000人の中で2,000人を抽出するということと、7万4,000人の中、20歳から69歳の中で2,000人を調査するという話だったので、その調査というのは具体的にどのようにして調査をするのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

それぞれ2種類のアンケートをお送りして、どのような内容になるかということ把握するということになるの

ですけれども、事業対象者の皆さんですと、利用目的を聞きますし、それからその他の年代層で言いますと、ふれあいパスの認知度と申しますか、ふれあいパス制度の今後の参考になるような意見を伺うような、そのような中身のアンケートで考えております。

○高野委員

今、20歳からアンケート調査も行いたいというお話だったのですけれども、20歳と申しますと、ふれあいパスまで50年もあると思うのですよね。そういう20歳から69歳にアンケートを行うということだったのですけれども、何のために20歳からアンケートを行うのでしょうか、もっと具体的にお願いします。

○（福祉）地域福祉課長

その他の年代層に行く理由でありますけれども、これから先のふれあいパスというものを、私どもとしては、小樽市、本市の福祉施策として制度をずっとこれから維持していくと、これからの対象ということになるわけですが、確かに将来的に期間はありますけれども、納税してくださっている市民の皆さんにそのふれあいパスを知ってもらえるかですとか、今後その制度を維持していくに当たって、どのような形が望ましいかですとか、そういったことも含めて聞くことによって参考になるものということで考えているから実施するというところでございます。

○高野委員

今の話ですと、20代からのアンケートの中には、主にふれあいパスのことを載せるという、例えば若い方でまだふれあいパスを使わないので、SAPICAなどのICカードの導入をすれば使用するかどうかとか、ふれあいパスに関連してふれあいパス以外のことも周知するというアンケートの中にそういう文言は入れないで、本当にふれあいパスのことだけを入れるということによろしいのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

私どもが今考えているのが、やはりそのふれあいパスの制度そのものについて考えております。ただ、ICカードとかそういったものについては、今、導入できる予定はございませんので、そのあたりは聞く予定はないです。

○高野委員

心配なのが、20歳の方は50年後の話になりますし、まだ使用されていない方はなかなかアンケートを行っても関心がやはり薄いものになるのではないかと思います。中にはふれあいパスの事業よりも子育てを重視してほしいですとか、もっと若い人の雇用のためにお金を使ってほしいという意見もあると思うのですけれども、そうなった場合に使用している方と若い人の対立が生まれてしまうのではないかと心配もあるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

私どもが想定しているのは、高齢者に対して1億6,000万円使っていると、子育て世帯からいいますと、そのお金は子育てに回してという委員のおっしゃるような御意見もあるかもしれません。ただ、私どもは福祉施策としてやっていくに当たっての参考意見としてお聞きするというところで考えておりますので、そういったことも想定しているところであります。

（「それは差別だろう」と呼ぶ者あり）

○高野委員

アンケートでは、いろいろな文言等あると思うのですけれども、利用調査はどのような調査内容で、どういうアンケート内容にするのかと、また自由に書ける記載欄とかそういうのもアンケートの中に入っているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、事業対象者の皆さんには利用目的、それから利用頻度、それからお使いになっていない方もいらっしゃると思いますので、そういった場合は未利用の理由、そういったことを聞いていきたいと思っております。それからあとその他の年代層につきましては、先ほど申しましたふれあいパスに対する意見ということで考えております。

高齢者の皆さんに、いろいろ細かい記載を求めるといのはなかなか難しいと思いますので、そこはシンプルに回答できるような設問にして、設問の最後には自由記載を設けたいということで考えております。

○高野委員

今まで、共産党としても現金の100円のワンコインでの利用を求めてまいりました。回数券をなくして100円のワンコインにすると、どのくらいの予算でできるでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

ワンコインで乗っていただくということになりますと、単純に、今、利用者負担が120円でありますので、その20円が市の負担になります。それが実際数えられるというふうになりますと、回数券の販売数ということになりますので、それが21万冊販売しております。ですから、10枚つづりですので、21万冊掛ける1冊につき200円、単純に4,200万円、市の負担が出ることになります。ただ、ワンコインということでありましたので、回数券の印刷経費、60万円ですけれども、それを差し引きますと最低でも4,140万円が増えるということになります。ただ、これはワンコインで乗るということが前提になりますけれども、私どもとしては限られた財源の中でありますので、今後、市の負担をこれ以上増やすというのは難しいと思っております。

また、現金乗車となりますと、どれだけふれあいパスで乗車されているということが把握できませんので、バス事業者からは、対応できないというふうに言われていますので、ワンコインは難しいということで考えております。

○高野委員

今まで回数券ではなくて、現金利用だったと思うのですが、実態調査とかも含めまして、回数券というのを導入して今に至ると思うのです。今までの経過から大体どのぐらいの人が買って、今回の調査もありますけれども、把握はできているのかなと私自身は思うのですが、他都市でもワンコインとかも進めていますし、この印刷回数券は、市が60万円負担していますから、こういうことも軽減ができるのかなと思っておりますので、ぜひ現金の100円の予算化もぜひ検討していただきたいなと思います。

◎踏切について

次に、踏切の質問に移りたいと思います。

前回、一般質問で、市内の踏切で非常ボタンの未設置が10か所以上もあって、市民の安全を守るためにも未設置がないように市としても考えるべきではないのかと質問しました。非常ボタンの設置にこだわらず、JR北海道と連携を図り、事故防止の啓発に努めるとの答弁がございました。具体的にどうJRと連携を図り事故防止に努めるのか、お願いいたします。

○（生活環境）生活安全課長

JR北海道との連携についてでございますけれども、小樽市では6期60日での交通安全運動に、JRとともに取り組んでいます。踏切事故は冬道でスリップして踏切前の一時停止で停止できずに、踏切内に突っ込んでしまうというものがほとんどなものですから、冬の交通安全運動として、踏切通行車に対しまして踏切前で確実に停止できるよう減速を呼びかける啓発運動を行うほか、列車内放送による啓発、駅及び他の施設でのポスター掲示などを行っています。また、先詰まりのとき踏切に入らないように、車が動かなくなったら発煙筒で列車をとめることなどをお互いのホームページなどで周知しております。

今後は交通安全運動前に行われる担当者による期別会議というものがありまして、今回の踏切事故を受けまして、事故防止について協議して連携してまいりたいと思います。

○高野委員

連携して行うということだったのですけれども、ぜひJRに行って要請をすとか、受け身の態勢ではなくて、事故が起こってしまったら生死を問う問題ですし、小樽の地域的には山坂が平地よりも多くて、実際に坂の上に踏切があるということもあって、冬の道はどうしてもスリップなど事故が起こる可能性もありますので、市民の命を

守るという観点からも、積極的に J R にも要請を急ぐ必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○(生活環境)生活安全課長

非常ボタンの設置基準につきましては、J R によりますと、明確なものはございませんけれども、どのようなケースで設置できるかというようなことも情報収集しまして、市からも要請してまいりたいと思います。

○高野委員

例えば、設置しますとかという話もあっても10か所以上あるので、すぐにとというのはなかなか難しいとは思いますが、ホームページの話も先ほどあったと思うのですが、車が動かなくなったら非常ボタンか発煙筒で列車をとめてくださいというふうに、私も確認したところ載っているのですが、車ではなく人がやはり踏切内で転倒した場合ですとか、いろいろな状況が考えられると思うのです。そういった場合に非常ボタンがない場合は、どうやって事故を防げるのか、その手だてもお知らせする必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○(生活環境)生活安全課長

車でなくて人が倒れてからと、確かに高齢化社会になっていますので、あり得るかと思えますけれども、人が倒れている場合は、その方をまず踏切の外に急いで出すということが必要なのではないかと考えられますけれども、なお、列車に連絡する方法としましては、各踏切内には緊急連絡先の看板表示がありますので、そちらに連絡をしていただきたいと思えます。

また、連絡がつけづらいような場合には、近くに通行する車をお願いして発煙筒をたくとか、あるいは列車の運転手に見えるように大きく手や物を振って、何とか列車の運転手に気づかせる方法などをとっていただきたいと思えます。そのようなことも J R と連携して、どのように周知していくかということも検討していきたいと思えます。

○高野委員

確かに J R が事業者なので、なかなかこちらからは要請ということしか、厳しいというところはあるのかもしれないのですが、平成27年1月8日の総務省の中国四国管区行政評価局の報道資料があるので、そこには A 鉄道事業者は、路線の踏切に非常ボタンを設置していないところがあって、B 鉄道事業者は踏切内に非常ボタンが設置されている。A 鉄道事業者に非常ボタンを設置してほしいという行政相談があって、やはり踏切の利用者は自動車ではなくて、歩行者、自動車、車椅子利用者、シニアカー等もあり、これらの方が踏切内で立ち往生している場合も、列車の運転手に知らせる装置が必要だと、非常ボタンがやはり必要だということがこれにも書かれています。

列車の運転手に知らせるといふことなのでは、必ずしも見通しがよくない、運転手から見づらいという場合も考えられるので、やはり非常ボタンを押しますと、運転手にすぐつながりますので、こういうのは車ばかりではないいろいろな場合が考えられますので、運輸局にも働きかけるといふことも必要なのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○(生活環境)生活安全課長

市、J R、それ以外にも相談できる場所、協力してもらえるところがあるかないかを探しまして、今後のやり方について検討していきたいと思えます。

○高野委員

ぜひよろしく願いいたします。

○産前産後の休業や育児休業中の保育料について

次に、産前産後の休業や育児休業の取得した場合の保育料の取扱いについて、一般質問で取り上げた問題なのですが、答弁では国の制度が変わらないと産前産後の場合の保育料の減免制度も厳しいという答弁がございました。共働きでも子育てしやすいようにするためにも、国にこういう産前産後の保育料の減免などを国に求めていくことも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

産前産後の休業及び育児休業中の保育料の軽減を国に求めるべきではないかということでございますが、こうした期間の保育料の負担につきましては、保育所を利用されている皆様の経済的な状況もさまざまあるものと考えております。子育て支援の観点から申し上げますと、こうした期間について利用料金の引下げなどを行うということも一つの考え方ではあると思いますし、また一方で、何らかの給付を新たに行うなどのことも考えられますので、やはり国として、こうした保育所の制度も含めて、子育て支援策を総体的にどう行うか、政策判断されるべき内容のものと考えているところでございます。

○高野委員

国が扶養控除みなし適用の廃止を行って、保護者の負担にならないように小樽市でも2016年度も引き続き年少扶養控除の再算定を行う、保護者の負担を軽減するという事になったのは、私も厚生常任委員会でもぜひ引き続きやってほしいということをお話したもので、今回本当にそうなったのは大変うれしく思っています。今回のように年少扶養控除のみなし適用の再算定を行ったように、今、安心して出産できる産科が1か所しかないという小樽市の状況もありますので、里帰り出産や育児休業の際、安心して子供を育てるようになるためにも、減免などの検討はしていただけないのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今、おっしゃられましたその期間についての減免制度の適用ということでございますけれども、その場合は本市独自の減免策を行うこととなりますので、これまでに申し上げた部分もでございますけれども、国の子ども子育て新制度への移行の影響もありまして、子供が3人以上の年少扶養等控除の再計算の取扱いにつきましては、継続することといたしました。

それからまたさらに、市長公約である第3子以降の保育料無料化についても、今後、検討していく方向でありますので、財政的な制約の中で、できることについては限られているものというふうに認識しているところでございます。

○高野委員

産前産後の保育料の減免とは、経済的に困窮になった場合もできるということですが、この経済的困窮になった場合できるというのは、どれぐらいの収入の方で、どのぐらいの減免が受けられるのか、説明願います。

○（福祉）子育て支援課長

どのぐらいの収入でという具体的な御質問でありますけれども、資料を持ち合わせておりませんので、具体的な数字ではお答えできませんけれども、規則でこの内容については決めておりまして、減免を受けようとする時期の収入が保育料の算定期間によりまして、前年又は前々年になりますが、そういった時期の平均収入月額と比較をして7割以下に減少し、かつ減免を受けようとする時期の収入が、生活保護基準による最低生活費の額の1.25倍以下である場合に、減免できることとしているものであります。またその内容によって、減免する度合いも変わってきております。

今、申し上げましたように、保護基準による最低生活費の額ということになりますと、その世帯構成やまた年齢等の影響によって具体的に算定していくこととなりますので、後日またそういう具体例があれば、それを基にお答えをさせていただきたいと考えております。

○高野委員

保護者の方から、先月の2月に里帰り出産について保育所の減免はあるのかどうかという相談が担当部署にあったと聞いておりますけれども、産前産後里帰り出産を含め、こういったことで保育所を休むケースは1年間にどれぐらいあるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

保育所の利用要件につきましては、働いている理由ですとか、それから今ございましたその妊娠、出産も含まれてございます。そういった理由の切替えについては届け出を受けて、手続をしていくこととなりますけれども、その後、利用者の方が出産するに当たりまして、市内で行われたか若しくは市外で行われたかということまで直接市に報告いただくということはしておりませんので、里帰り出産の件数が年間何件あるのかという統計はとっていないところでございます。

○高野委員

仕事復帰を考えていても、保育所の入所ができない場合は、育児休暇の後 1 年間以降、これも席を在籍することはできるのかどうか、どうでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

そういった場合ですけれども、育児休業の取得時に既に保育所を利用される子供がいて、計画的に利用が必要な場合は、育児休業の対象となる子供の 1 歳の誕生日の前日までを利用できる期間としております。その後、1 歳を過ぎてということでございますけれども、保育所への入所が希望どおりとならなかった場合は、その親の新たな復職日の決定に向けて入所を継続するということが可能という扱いをしております。

○高野委員

入所をする際に、相談としては必要に応じてファミリーサポートや認可外保育施設の案内を行っているということも答弁であったと思うのですが、小樽市の中でも、ここ 10 年間で、認可外保育施設が 9 か所から 5 か所になって、もう 4 か所も認可外保育施設がなくなっています。

私としても、どういうふうにしたら就労継続につながるのか、もっと具体的に考えなければいけないとは思いますが、認可外保育施設を案内するのであれば、認可保育所がなくならないように、市も援助する必要があるのではないかと思います。今回の予算でも、小樽ひばり保育園とかもめ保育園には認可外保育施設の補助が計算されていましたが、そういうお考えはないのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

認可外保育施設の補助の関係でございますけれども、これまでも本市独自の支援策として、認可外保育施設を補完し不特定多数の希望者を受け入れていただく施設については、一定の要件も踏まえながら運営費の補助を行ってきたところでございます。

また、そのほか、こうした施設の軽易な施設の維持補修などにつきましては、北海道の補助制度も活用し、本市としても負担し、支援をしてきているところでございます。現状よりさらなる拡大につきましては、やはり財政的な制約もございますので、難しいことと考えております。

○高野委員

保育所の退所変更届の変更理由は、分析を行っていないということだったのですが、子育て支援をする上でなぜ保護者が退所するのか。支給認定変更申請書の変更届など、どのぐらい届けられて子育てに関して担当部署への相談の一番の問い合わせは何かとか、今後よりよい子育てしていくには、そういう分析は不可欠ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

最初にごございました、保育所の退所届の関係でございますけれども、一般質問で答弁させていただきましたけれども、分析自体を行っておりませんが、通常見受けられる理由といたしましては、親の退職により家庭での保育が可能になったことや、市外転出、それから幼稚園の通園などが主なものとなっている旨お答えしたところでございます。

さらに踏み込んで、なぜその理由が発生したのかなどにつきましては、保育制度上求められているものではない

こともございまして、今後においても予定はしていないところでございます。

○高野委員

最後になります、保育所に入所する際は、申請書を提出した順番ではなくて、保育を必要とする順番によって決められていますけれども、里帰り出産をしてやむを得ず退所されて再度入所をする際には、優先的に入ることなど、こういうことは検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

現状におきましても、保育所の入所に当たりましては、同じ保育所の同じクラスに複数の申込みがある場合などもございます。そうした場合、利用申込みが競合するというところでございますけれども、そうした際に、利用調整という表現をいたしますが、いわば選考作業を実施いたします。その際、もともとの入所要件に基づき就労している時間でありませうか、又は通院療養であれば、その程度の状態であるとか、基準となるものを点数化して行っているところでございます。

産前産後の休業及び育児休業明けの復職に当たりましては、その基準ではございませんけれども、加算点をつける取扱いとしておりますので、一定の優先をするという考え方は持っているところでございます。

○川畑委員

○国民健康保険事業特別会計の問題について

国民健康保険の問題について質問させていただきます。

最初に、国民健康保険事業特別会計の補正予算では、保険給付費を現計の予算額から 3 億 3,170 万 9,000 円増額することとなっているようではございますけれども、この要因についてまずお答えください。

○（医療保険）国保年金課長

保険給付費の補正についてでございますけれども、平成 27 年度の保険給付費が最終的に不足する見込みとなりましたため、3 億 3,170 万 9,000 円を増額するものですが、不足が見込まれることになった要因につきましては、加入者の高齢化、それから医療技術の高度化、これにつきましては特に市内三つの公的医療機関が新築されたということと、あと昨年の夏以降に高価な C 型肝炎の治療の新薬が保険適用になったことによりまして、調剤費用が増加しているということなどが影響いたしまして、保険給付費が増加する見込みとなったと考えております。

○川畑委員

それで、後期高齢者支援金、そして介護納付金が減少しているのはなぜでしょうか、お答えください。

○（医療保険）国保年金課長

後期高齢者支援金が 1 億 57 万 8,000 円、それから介護納付金が 2,992 万 4,000 円減額となった要因についてですが、この後期高齢者支援金、それから介護納付金につきましては、当該年度分を国が算出した概算額で支払をして 2 年後に実績に基づいて精算する仕組みとなっております、精算の結果、過払い分がある場合については、その分を概算支払額から差し引いて納めるということになっております。

平成 27 年度の後期高齢者支援金につきましては、最終的な概算額が予算よりも 6,200 万円多くなりましたけれども、精算分が 1 億 6,200 万円と予算よりも増えたということで、納付額が予算よりも 1 億円少なく済んだということから、この分を減額するというものです。

また、介護納付金につきましては、最終的な概算額が予算よりも 2,992 万 4,000 円少なくなりましたが、精算額がほぼ予算どおりでありましたために、2,992 万 4,000 円を減額するというものでございます。

○川畑委員

歳入で保険料と療養給付費等交付金が減額となっているのですが、その理由についてお答えください。

○（医療保険）国保年金課長

歳入の保険料、それから療養給付費等交付金が減額となった理由ですが、まず保険料につきましては平成27年5月の保険料の確定賦課の際に、予算では見込みが難しかった国の財政支援制度の拡充分を加味いたしまして保険料決定したことなどによりまして、保険料総額が予算より減少したということから、その差額分3億5,305万5,000円を減額するというものでございます。

また、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の対象となる退職被保険者の方の医療費に充てるために交付されるというものでございますけれども、これは制度改正によりまして、当初の見込みより制度の対象となる医療費が減少いたしまして、それに伴い交付額も減少したということで、2億3,508万9,000円を減額するというものでございます。

○川畑委員

歳入不足を補填するために基金を全額繰り入れしているというわけですが、まだ不足が生じていることから不足分を諸収入として計上しているようです。この諸収入の具体的な財源は何なのか説明してほしいと思います。そして、結果的には、平成28年度の保険料を引き上げることになるのではないかと、私は心配しているのですけれども、そのことも含めて説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

諸収入の3億1,189万1,000円の具体的な財源についてですが、これについては具体的な財源がございませんので、形式的財源として計上したものでございます。したがって、最大でこの分が赤字になる可能性があるということでございます。また、保険給付費の最終的な支出額、それから国・道の交付金等につきましては、4月中ごろに金額が確定いたしまして、おおよその決算見込額が判明する予定となっておりますので、その時点で最終的に赤字が見込まれるという場合には、その赤字分を平成28年度予算から繰上充用する手続が必要となります。したがって、今の段階で赤字が確定したということではございませんので、28年度予算に繰上充用分を含めた予算計上はしておりません。したがって、その分が保険料に反映されているということではございません。

○川畑委員

それで、平成28年度の国保会計の保険料24億8,040万円を計上していて、27年度当初予算保険料で27億1,450万円計上しているのですが、これと比べると2億3,410万円の減額計上していることになるわけです。実質的にはその保険料の引上げとなるのではないかとというふうに思うのですが、その辺を説明していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

平成28年度当初予算の保険料の総額は減っておりますけれども、実質的には保険料引上げになるのではないかとということについてでございますが、保険料総額が減っておりますのは、27年度当初予算では見込みが難しかった国の財政支援制度の拡充分を28年度で見込んだということですか、あと被保険者数の減少などが要因で減っているというふうに考えてございます。しかしながら、28年度につきましては、27年度よりさらに1人当たりの医療費が増加いたしまして、保険給付費も2億2,132万8,000円の増加を見込んでおりますので、それに見合った保険料の賦課が必要になってくるものと考えております。このため28年度当初予算での1人当たり保険料調定額につきましては、27年度の確定賦課と比べまして、医療分、後期支援分、それから介護納付金分、この三つの合計で年額9,000円程度上がるものと試算をしております。

いずれにいたしましても、5月の確定賦課の際には、医療費の動向ですとか、収支の見込みを再度検証した上で、28年度の保険料を決定したいと考えております。

○川畑委員

今の説明で、平成27年度の確定賦課と28年度当初予算で9,000円ぐらい上がっていくだろうという予想だと。それはまだ確定していないわけですが、一方で国の保険料が法定賦課限度額が26年度と27年度、28年度とのこの

年度 3 年間で、4 万円ずつ国は上げていっているわけで、そしてその中では 89 万円に限度額がなっているわけです。しかし幸いなことか、小樽市は頑張って、26 年度分の引上げ額 4 万円を、27 年と 28 年の 2 回に分けて 2 万円ずつ引き上げしていると、現在も 81 万円にとめていると。小樽市の国保の予算計上に当たって、賦課限度額 81 万円に到達する所得額を幾らとして試算しているのか、その額を世帯別にお示しください。

○（医療保険）国保年金課長

賦課限度額に到達する所得についてでございますけれども、あくまでも予算段階での試算ということでお答えさせていただきます。

単身世帯の場合、所得が 459 万 6,000 円、これは給与収入にしますと 642 万円となりますが、この所得で賦課限度額 81 万円に到達いたします。また、2 人世帯の場合につきましては、所得が 443 万 9,200 円、給与収入で 622 万 4,000 円、それから 4 人世帯の場合、所得が 413 万 2,000 円、給与収入で 584 万円それぞれ限度額に到達するということとなります。

○川畑委員

それで、一般会計からの繰入金について、道内で主要都市の被保険者 1 人当たりの法定外の繰入額というのが計算されているわけですが、平成 26 年度決算と比較すると、最近のが出ていないので 26 年度が直近なのですが、小樽市は 1 人当たり 62 円で、10 万都市の大体 9 番目なのです。これで 27 年度決算がもし赤字となって、28 年度予算から繰上充用が必要となった場合に、保険給付補填などしていかなければならないと思うのですが、それを政策的に法定外繰入額を増額して保険料の上昇を抑える必要があると考えるのですけれども、その辺についての見解をお示しください。

○（医療保険）国保年金課長

一般会計からの繰入金の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたが、平成 27 年度決算がまだ確定していないということで、もし赤字となり 28 年度予算から繰上充用した場合でも、歳入が見込みより増えると、そして赤字額によりましては、その全体の収支の中でその赤字分を吸収できるという場合もあり得るというふうに考えております。したがって、今後も収支状況を見て検討していきたいというふうに考えております。

○川畑委員

国保の関係で最後の質問になりますけれども、小樽市国保事業の国庫負担の割合は、1983 年度でいくと 44 億 4,000 万円で 58 パーセント、それから 1993 年度は 53 億 9,000 万円で 36 パーセント、2003 年度は 49 億 5,000 万円で 28 パーセント、2012 年度は 38 億 9,000 万円で 23 パーセントになっているわけです。このように国庫負担の減少によって加入者の負担も大きくなっていると思うわけです。国民健康保険は被用者保険とは違って、事業者負担がないために、国の政策の影響を大きく受けることになるわけなので、国に国庫負担の増額を求めていくことが大事だと思っているのです。そのことについて、見解をお示しください。

○（医療保険）国保年金課長

国庫負担の増額を求めるべきとのことについてですが、これまで国保の財政負担につきましては、新たな保険者間の財政調整制度の創設ですとか、三位一体改革による国と都道府県の負担の見直しが行われてきたという経緯がございます。しかし、公費負担割合の 50 パーセントという基本的な考え方については、いまだに確保されているものと考えております。しかし、国民健康保険財政は医療費の増加などによりまして、恒常的に厳しい状況にあることから、国庫負担を拡充・強化し、国保財政基盤の安定を図るよう、これまでも北海道市長会を通じて要望してきたところであります。

また、平成 30 年度の国保の都道府県化に当たりまして、国の責任において財政基盤を強化するとともに、都道府県と市町村との役割分担、それから国保事業費納付金の算定方法などにつきまして、市町村の意見を十分に聞きながら慎重に対応するよう要望しているところであります。引き続き国に対して国保財政への支援を要望してま

いりたいと考えております。

○川畑委員

◎介護保険について

それでは、介護保険について質問します。

我が党の代表質問で、介護保険制度について質問しているわけですが、その中で重複しないように質問したいと思います。それで、予防給付の報酬単価について伺いたいと思います。訪問型サービスの単価について協議中ということなのですが、他市の状況をお知らせくださいという我が党の代表質問に対して、それぞれの市でサービス提供内容だとか基準が異なって単純な比較にならないけれども、現行の予防給付の報酬単価の3から20パーセント程度削減した単価を設定している例が見られ、本市では実施可能な単価を設定したいと答弁されているのです。

それで、具体的にどこの自治体の状況を参考にされたのかお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

川畑委員から、今、お問い合わせがありました件ですが、既に総合事業に移行した自治体の例といたしまして、現行の介護報酬から削減率を例示しておりました。お示した3パーセントから20パーセント、この部分につきましては、首都圏の例ではありますけれども、東京都練馬区では約3パーセント、台東区では約10パーセント、それと東京都日野市、これはあくまで案の状態でしたけれども、約20パーセント削減するという例があったということでもあります。

○川畑委員

それで、東京都の例があるのですけれども、道内での自治体の実態というのは把握されておられませんでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

平成28年1月の状況で申し上げますと、道内でも幾つかの市が27年度中に移行しております。滝川市、富良野市などでは、現行相当のサービス提供のみを行うということで、総合事業に移行しております。町村でも移行している自治体はありますけれども、調べられる範囲で見ますと、現行相当のサービスをもって移行しているというところが多いという状況にあるというふうに思います。

○川畑委員

それで、実施可能な単価を設定したいということで、具体的に報酬単価の何パーセント程度の削減を考えているのか、もし答えられるのであれば、お答えください。

○（医療保険）介護保険課長

サービス提供の内容や単価につきまして、現在、事業所の団体であります訪問介護事業所連絡協議会ですとか、デイサービスセンター連絡協議会、こういった団体と協議をしているところです。訪問介護で申し上げますと、一度市の案といたしまして、実施内容や人員基準を緩和した上で、現行報酬から20パーセント削減した基準を提案したところでもあります。

ただ、この案でいきますと、事業者からは経営上非常に厳しいという御意見もありました。現在どの程度であれば事業所として受けられるのか、この辺について話し合っているところでもあります。市といたしましては、当面は既存の事業所にこのヘルパーの有資格者ですとか、資格のない雇用者を含めまして、既存の事業者になっていただくということを考えておりますので、事業所の経営が成り立つ範囲内の基準の設定を行いたいと考えているところです。

○川畑委員

それで、単価の削減をすることによって、事業者あるいは雇用労働者の採用だとか、経営が成り立つのか心配なのですけれども、その辺についてお答えいただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

一定程度の介護報酬の削減ということを考えておりますので、経営には当然影響するとは思いますが、各事業所が経営が成り立つような基準での設定をということで、今、話し合いをして考えているところです。

○川畑委員

サービス提供の雇用労働者にはどのような資格を求めようとしているのか、そして、もしそれを研修でやろうとしているのであれば、研修の実施は誰が行うのか、お示してください。

○（医療保険）介護保険課長

もともと資格がない雇用者について、このヘルパーの役目を担っていただくという部分では、特に資格を求めているわけではございませんで、一定の研修を受けていただいた方に、生活援助の部分についての業務を担っていただくということで考えております。

この研修の仕方につきましては、市が直接行う方法もあるかと思いますが、市が事業所の職員を研修講師として養成し、事業所ごとに研修できるようにする、こういったことも事業所から要望もありますので、研修の実施方法につきましては、これも事業者と相談した上で決定していきたいというふうに考えています。

○川畑委員

通所介護サービスについて伺いたいのですけれども、通所介護でも現行の介護相当基準と、それから多様なサービスのABCという三つくらいに分かれてサービスがあるわけですが、小樽市では対応するサービスをどの範囲までと考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

今お話のありましたとおり、通所介護につきましても、訪問介護と同様に基準を緩和したサービスの提供を考えております。内容といたしましては、現行相当のサービス、それともう一つは、必要な従業者の人員ですとか、個別サービス計画の策定を緩和するなどして、報酬単価を一定程度削減したサービス、国の分類によっていけば、訪問型サービスAという分類のところまでのサービスを考えたいというふうに思っております。

○川畑委員

通所サービスで、現在の通所介護の対象者と多様なサービスの対象者が混在することになるのではないかと、私には思うのです。それで混在した場合、事業所では区分けできるのかどうか、そういう心配が起きると思います。この辺についてどのように考えているか、お知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

デイサービスにつきましては、現行相当のサービス該当者、それと今申しあげました緩和した基準によるサービス対象者を同一のスペースで区分してサービス提供するというのは、非常に難しいというふうには我々も考えているところです。完全に分かれたスペースでサービス提供というのは容易かとも思われますけれども、多くの事業所ではそうした対応が難しいというのも現状かというふうに考えられます。サービスの提供時間ですとかサービスの内容によって、明確に区分できるような方法がないか、今その内容について関係者との協議を進めているところですので、もう少し協議を重ねた上で、その内容については決めていきたいというふうに考えております。

○川畑委員

介護保険制度については、これから自治体にいろいろ丸投げされるわけですから、そういう点では大変なことだと思うのです。やはりその事業者とあるいはそのほかの人と十分に協議をしながら、無理のない方法で進めていただきたいと、そのことを申し添えて質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。